

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

四日市市 鷹訪町 地内

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表 第一	備考
市営中央駐車場	SRC造	地下2階 地上5階 建て	9,772	13項イ	

3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外工事種目	市営中央駐車場	工事種別				
○ 電灯設備	改修 一式					
・ 動力設備						
・ 電気自動車用充電設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
○ 誘導支援設備	改修 一式					
・ テレビ共同受信設備						
・ 防犯カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						
・ テレビ電波障害除去工事						
○ 撤去工事	改修 一式					

4. 指定部分

○ 無 ・ 有 (部位 :)

指定部分工期 令和 年 月 日

II. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁管理構築部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。

○ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準仕様書」という。)

○ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)

○ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準図」という。)

2. 特記仕様

項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
1 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速 (V0=34m/s) 地表面粗度区分 (・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ) ・ 積雪荷重 垂直積雪量 (0.3m)
② 環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しなない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (3) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (平成27年2月閣議決定)」による。

項目

特記事項

③ 材料・機材の品質等

(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

(2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。

① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

③ 安定的な供給が可能であること。

④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機 材 名 称	
LED照明器具	高圧送相コンデンサ
照明制御装置	高圧限流ヒューズ
可変速電動機用インバータ装置	高圧負荷閉鎖器
分電盤	高圧変圧器 (特定機器)
制御盤	交流無停電電源装置
キュービクル式配電盤	太陽光発電装置
	(n-1) 及び系統連係保護装置)
高圧スイッチギア (CWF形、PW形)	防犯カメラ装置
高圧交流遮断器	中央監視制御装置 (監視制御装置)

④ 電源周波数

・ 50Hz ○ 60Hz

⑤ 電気工作物の種類

○ 事業用電気工作物
・ 一般用電気工作物
電気保安技術者
・ 要 ○ 不要

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

⑥ 電気工事士

すべて受注者の負担とする。
構内につくことが ・ できる ・ できない

・ 別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。
・ 本工事で設置とする。(改修標準仕様書 第1編 2.2.2)による(ほか下記による。)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

・ 内部足場の種別 (・)
・ 外部足場の種別 (・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・)

7 工事前仮設物

8 足場その他

9 仮設備工事

仮設備期間 (・ 図示 ・)
仮電源等 (・ 発電設備 ・ 発電設備 ・ 電灯設備 ・ 図示)

10 養生

養生範囲 (・ 図示 ・)
養生方法 (・ ・)

⑪ 施工調査

○ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に定式埋設物調査を行うこと。
・ 石綿含有分析調査 (定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。)
・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に探掘調査を行うこと。

⑫ 非破壊検査等

構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。
なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、1枚以上/部位とする。

13 穿孔作業

既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。

14 耐震安全性の分類と耐震施工

(1) 設備機器、電気配線の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。(100kg以上の機器を対象とする。)

1) 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。

設計用水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

※水槽類には、オイルタンク等を含むものとする。

上層階とは、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。
中間階とは、地階、1階を除く各階で上層階に該当しないものとする。

重要機器
・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置
・ キュービクル ・ その他 ()

2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

15 交通安全管理

交通誘導員
・ 配置する 名以上 (大型車の出入は必ず) ・ 配置しない
・ 交通誘導準備員A ・ 交通誘導準備員B

項目

特記事項

⑮ 建設発生土の処理

○ 構外搬出適切処理とする。
※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。

分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。
また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF管で記載している場合であっても、立上り部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。

⑯ 電線本数、管路等

⑰ 金属製電線管の塗装・仕上げ

下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。

・ 屋外 (内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所: 全て (塗装箇所除く))
・ 屋内 (内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所: 地階、ビット階)
・ 塗装 (・ 屋内 ・ 屋外 ・ 全て ・ 図示)

⑱ フラッシュプレート

19 電 線 類

20 二重床内器具

二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。
また、用途に応じ色分けすること。

21 インバータ装置の規約効率

三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の値以上とする。

電動機出力 [kW]	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考 (1) 規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4U、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

22 高効率誘導電動機の配線用遮断器等の選定

高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。

200V三相誘導電動機回路の器具容量等

電 動 機	器具容量、コンデンサ回路の配線											
	定格出力 [kW]	定格電流 (参考値) [A]	配線用遮断器等 [A]	直入始動 Y-Δ始動 [A]	Y-Δ始動入力側 [A]	電流計 [A]	コデンサ回路		コデンサ [μF]		50Hz	60Hz
							接続する電線 (E-H) の最小太さ [mm ²]	長さ3m以下	長さ3m以下	長さ3m以下		
0.2	1.8	15	—	15	3	2.0	2.0	15	10			
0.4	3.2	15	—	15	5	2.0	2.0	20	15			
0.75	4.8	15	—	15	5	2.0	2.0	30	20			
1.5	8	30	—	15	10	2.0	2.0	40	30			
2.2	11.1	40	—	20	10	2.0	2.0	50	40			
3.7	17.4	75	—	30	20	2.0	2.0	75	50			
5.5	26	100	60	50	30	3.5	2.0	100	75			
7.5	34	125	75	60	50	3.5	2.0	150	100			
11	48	125	125	75	60	8.0	2.0	200	150			
15	65	125	150	125	60	8.0	2.0	250	200			
18.5	79	150	175	125	100	14	3.5	300	250			
22	93	175	200	150	100	14	3.5	400	300			
30	124	250	300	200	150	14	5.5	500	400			
37	152	300	350	225	200	14	8.0	600	500			
45	190	400	450		200							
55	228	450	500		250							

400V三相誘導電動機回路の器具容量等

電 動 機	器具容量、コンデンサ回路の配線											
	定格出力 [kW]	定格電流 (参考値) [A]	配線用遮断器等 [A]	直入始動 Y-Δ始動 [A]	Y-Δ始動入力側 [A]	電流計 [A]	コデンサ回路		コデンサ [μF]		50Hz	60Hz
							接続する電線 (E-H) の最小太さ [mm ²]	長さ3m以下	長さ3m以下	長さ3m以下		
0.2	0.9	15	—	—	3	2.0	2.0	5	5			
0.4	1.6	15	—	15	3	2.0	2.0	5	5			
0.75	2.4	15	—	15	5	2.0	2.0	7.5	5			
1.5	4	15	—	15	5	2.0	2.0	10	7.5			
2.2	5.5	20	—	15	10	2.0	2.0	15	10			
3.7	8.7	30	—	15	10	2.0	2.0	20	15			
5.5	13	40	30	30	15	2.0	2.0	25	20			
7.5	17	75	40	30	20	2.0	2.0	40	25			
11	24	100	60	50	30	3.5	2.0	50	40			
15	32	125	75	60	30	3.5	2.0	75	50			
18.5	39	125	100	75	60	3.5	2.0	75	75			
22	46	125	100	100	60	8.0	2.0	100	75			
30	62	125	150	125	60	8.0	2.0	125	100			
37	76	150	175	125	100	8.0	3.5	150	125			
45	95	200	225	150	100	8.0	3.5	200	150			
55	115	225	300	175	150	14	5.5	250	200			
75	155	300	350	225	150	14	8.0	300	250			
90	180	350	400	300	200	22	8.0	300	250			
110	220	450	500	350	250	22	8.0	397	300			

項目

特記事項

⑲ 接 地 極

接地極の材料は下記による。なお接地棒 E B (14φ) の長さは 1,500mm 以上とし、10φ は W=30 L=900mm 以上、14φ は、W=40 L=1,200mm 以上としても差し支えない。

接 地 の 種 類	記 号	接地抵抗値	接 地 極 (参考)
・ 共 同 接 地	E _{共通}	Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 1 組
・ 共 同 接 地	E _{共通}	10Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 3 組
・ A 種	E _A	10Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 2 組
・ B 種	E _B	Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 2 組
○ D 種	E _D	100Ω 以下	E B (10φ) × 1 (L=1,000mm)
・ C 種	E _C	10Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 2 組
・ 高圧避雷器用	E _H	10Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 3 組
・ 低圧避雷器用	E _{LL}	10Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 2 組
・ 構 造 休 接 地			
・ 交 換 機 用	E _レ	10Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 3 組
・ 通 信 用	E _レ	10Ω 以下	E B (14φ) × 3 連— 3 組
・ 通 信 用	E _レ	100Ω 以下	E B (10φ) × 1 (L=1,000mm)
・ 電話引込口の保安器用	E _レ	100Ω 以下	E B (10φ) × 1 (L=1,000mm)
・ 測 定 用	E ₀		E B (10φ) × 1 (L=1,000mm)

図面において、室名に () を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。

⑳ 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名 称	測 点	取付高さ [mm]
ブラケット (一般)	床 上 ～ 中心	2,100
〃 (落場)	〃	2,500
〃 (鏡上)	鏡 上 端 ～ 中心	150
スイッチ (一般)	床 上 ～ 中心	1,200
〃 (多機能使用用)	〃	1,200
自動スイッチ (照明、換気扇用等)	〃	1,800
コンセント、電話用ケーブル、テレビ端子 (一般)	〃	300
〃 (和室)	〃	150
〃 (台所)	台 上 ～ 中心	150
コンセント (土間)	床 上 ～ 中心	800 ～ 1,300
コンセント (電動車いす充電用)	〃	900
引込開閉器箱 (低圧)	床 上 ～ 上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床 上 ～ 中心	1,500 (上端1,900以下)
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,200
接地用端子箱	地 上、床 上 ～ 中心	500
試験用接続端子箱	床 上 ～ 下端	800
接地極埋設極	地 上 ～ 中心	600
給油ボックス	地 上 ～ 給油口	1,000
室内端子盤 (廊下・室内)	床 上 ～ 下端	300
中間端子盤 (EPS・電気室)	床 上 ～ 中心	1,500
壁付電話機	〃	1,300
親時計	〃	1,500 (上端1,900以下)
子時計、スピーカ	〃	(天井高) × 0.9
アタッチネータ	〃	1,200
表示盤	〃	(天井高) × 0.9
発信器 (出退表示用)	〃	1,200
外部受付用インターホン (子機)	〃	標準図による
壁付インターホン (上記以外)	〃	1,100
呼出ボタン (多機能使用用)	〃	900
復帰ボタン (〃)	〃	1,300
廊下表示灯 (〃)	〃	2,000
テレビ機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
火報受信機 (複合盤)	床 上 ～ 操作部	800 ～ 1,500
副受信機	床 上 ～ 中心	1,500
機器収容箱 (火災報知設備)	〃	800 ～ 1,500
発信機	〃	800 ～ 1,500
警報ベル	〃	(天井高) × 0.9
表示灯 (火災報知設備)	〃	(天井高) × 0.8
連動制御器 (自動閉鎖)	〃	1,500
ガス漏れ検知器 (重ガス)	〃	300
ガス漏れ検知器 (軽ガス)	天井面 ～ 中心	(天井高) - 200

(参考) 天井面を基準とする取付高は、天井高さが 2,500mm から 3,000mm の場合に適用する。
天井高さが 3,000mm 以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

21 他工事又は他工種との取合い

27 資源有効利用促進

※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合 (下記内容該当工事) は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

・ 建設副産物を搬出する際の計画
1. 土砂500m3以上
2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上
・ 再生資材を利用する際の計画
1. 土砂500m3以上
2. 砕石500t以上
3. 加熱アスファルト200t以上

図面番号

特記仕様書

建築電気設備 1

縮 尺

1:N0 (A2)

設計番号

作 図 令和 6 年 6 月

工 事 名

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面番号

E-01

四日市市都市整備部常務工務課

1 級 建 築 士 登 録 第 号
四日市市 鷹 訪 町 1 番 5 号
令和6年4月版

/

29

工事用電力、水等

29

産業廃棄物税

30

工事の保険

31

建設共済等

32

工事実績情報の登録

33

施工体制台帳の提出

34

資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項

35

監督職員事務所

36

完成時の提出図書

37

発生材の処理

38

工事記録

39

鋼製電線管

40

呼び線

41

再使用機器

42

タンブラスイッチ

43

配線器具等

44

機器仕様

45

合成樹脂管配線

○

本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び公害その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。
・市支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。
・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証券の写しを提出）
・請負業者賠償責任保険(保険証券の写しを提出)
加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
下記の制度について加入すること。
・法定外労災補償制度（加入証明書を提出）
建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納票を提出する。
共済証紙購入額
請求額(消費税込含む)0.5/1000以上
ただし、建設業退職金共済については請求金額が500万円以上の場合とする。
※1他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。
※2契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。

○

工事実績情報の登録
工事請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報（CORINS）の登録手続きを行うこと。

○

施工体制台帳の提出
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。
下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。
なお、営備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
資材購入及びび工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

○

資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項

○

監督職員事務所
設ける
設けない

○

完成時の提出図書
監督職員の指示により下記のものを出す。
○工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）→施工図）
○完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D－R）（1）枚
・完成図（A4版に製本したもの）
○完成図（原因サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの）（3）部
○保全本に関する資料等（2）部
○工事写真（紙、C D－R）

○

発生材の処理
引渡しを要するもの
引渡しを要するもの以外
構外搬出適切処理とする。
廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びB票もしくはE票の確認を受けるものとする。
・特別管理産業廃棄物
P C B使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。（P C B使用機器）
・再使用又は再資源化を図るもの
工事記録は以下のように行うこと。

○工事写真
工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等
完成写真
※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大ききでA4用紙に印刷し、提出する。
※次の図書を参考とする。
国土交通省大臣官房庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」

○工事日報、納品伝票
工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。
特記なき鋼製電線管(E19.E25.・・・E75)の表示は全て薄鋼電線管とする。
但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のわじなし電線管(E19.E25.・・・E75)を使用してよい。
長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のため、取り付ける。
ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。
配線器具等(スイッチ他)の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば、可とする。

○

合成樹脂管配線
合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P F管（単層管）の波付管以上を使用する。

46

位置ボックス

47

最上階の埋込配管

48

既設との取合い

49

自家発電設備の配管工事等

50

地中配線の埋設深さ等

51

週休2日制工事

52

施工条件

53

地中配線の埋設標

54

照明設備の照度測定

55

施工図等の取扱い

○

位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。
最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。
本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。
原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督職員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。
埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難しい場合は監督員と協議し決定すること。
地中配管に埋設標識シート（2倍）を設ける
設けない
「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」に基づく適用は下記による。
・週休2日制工事対象
・週休2日制工事(受注者希望型)対象
○週休2日制対象外工事
（工事の実働日数が30日未満の工事
○現場閉鎖困難な工事）
電気設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。
・施工可能日土、日曜日、祝日施工有り
指定なし
○その他（A-01.56.75参照）
・施工可能時間帯
指定有り（時～時）
指定なし
○高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墮落制止用器具は7&n-Ⅹ型を使用すること。
構内線路における埋設標の材質及びその価額は、図面に記載のない場合は次による。
・鉄製（箇所）
コクリート製（箇所）
一般照明及び非常照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。
施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

①

一般事項

2

アスベスト含有建材の処理工事

③

アスベストの含有調査

④

アスベスト含有吹付け材の除去

⑤

アスベスト含有仕上塗材の除去

⑥

アスベスト含有保温材等の除去

⑦

アスベスト含有成形板の除去

⑧

アスベスト含有配管接続部シール材の除去

⑨

特記事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針）を遵守すること。
○アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
石綿障害予防規則及び大気汚染防止法等の規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。
○石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。
○アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。
○アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。

アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理
アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理
アスベスト含有建材除去後の仕上げ
施工箇所及び工法
※図示

・行う
・行わない
・行わない
・行わない
・行わない
・行わない

[9.1.1]

事前調査（有資格者）
調査結果報告書等の発行
分析調査
・定性分析
・定量分析
※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について(令和3年12月22日改正)」に基づき行う。
※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。
調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

○行う
○有
○無
○行わない
○行わない

[1.5.1]

アスベスト含有吹付け材の有無
除去吹付け材（含有場所（）
除け付アスベストの施工数量調査
アスベスト粉じん濃度測定
※行方
表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定

○有
○無

[9.1.3]

測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定4	排気装置の排出口	1点	排気の流れを確認
	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室の場合)	1点	(注)2
	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	－
処理作業後(隔離シート撤去後)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気

(注)1.各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
(注)2.集じん・排気装置の性能確認
表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の選化	アセトソーリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3：1以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離 ※行方
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。
アスベスト含有仕上塗材の有無
・有
○無
除去保証材（含有場所（）
撤去の範囲
・全面撤去
・図示による
除去工法（原則湿潤化とし、下記工法とする）
・水洗い工法
・手工具ケレン工法
・磨じん設置付高圧水流工法
・磨じん設置付超高压水流工法
・超音波ケレン工法
・剥離材使用高圧水流工法
・剥離材使用超高压水流工法
・剥離材使用手工工具ケレン工法
・剥離材使用超音波ケレン工法
・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工
・行う
・行わない
「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散抑制防止対策徹底マニュアル」による。
作業場の隔離及び養生
・隔離養生不要
・隔離養生必要（負担不要）
・その他（）
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

アスベスト含有保温材の有無
除去保証材（含有場所（）
作業場の隔離
・行う
・行わない
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

○有
○無

[9.1.4]

アスベスト含有成形板の有無
除去成形板（下地材に貼着した板、仕上げ材に貼着した板）
作業場の区画
・行う
○行わない
処分方法
石綿含有石膏ボード
※管理型最終処分場で埋立処分する。
石綿含有石膏ボード以外
・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

○有
○無

[9.1.5]

アスベスト含有シール材の有無
除去シール材（含有場所（）
作業場の隔離
・行う
・行わない
除去工法
湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。
処分方法
・埋立処分
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

○有
○無

[9.1.5]

※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

暴力団等不当介入に関する事項
1 契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止措置に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

＜喫煙に関する事項＞
学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上においても禁煙に努めること。
＜現場代理人に関する事項＞
工場作業期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。
＜随時検査＞
設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。

個人情報情報の取り扱いに関する事項
（基本事項）
第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。
第3 乙は、この契約による工事に係る個人情報に不正に取られるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
（秘密の保持）
第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（適正な管理）
第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業所等を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収束の制限）
第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
第3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破壊
第3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
（研修・教育の実施）
第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事に係る個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（苦情の処理）
第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（定期報告及び事故発生時における報告）
第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
第2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（監査及び検査）
第13 甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請負負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
第2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に關して必要な指示をすることができる。
（契約解除及び損害賠償）
第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

障害者差別解消に関する事項
1 対応要領に沿った対応
（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定）及び「対応要領」という。に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
2 対応指針に沿った対応
上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

特記仕様書
建築電気設備2

縮尺
1:N0(A2)

設計番号
作図 令和6年6月

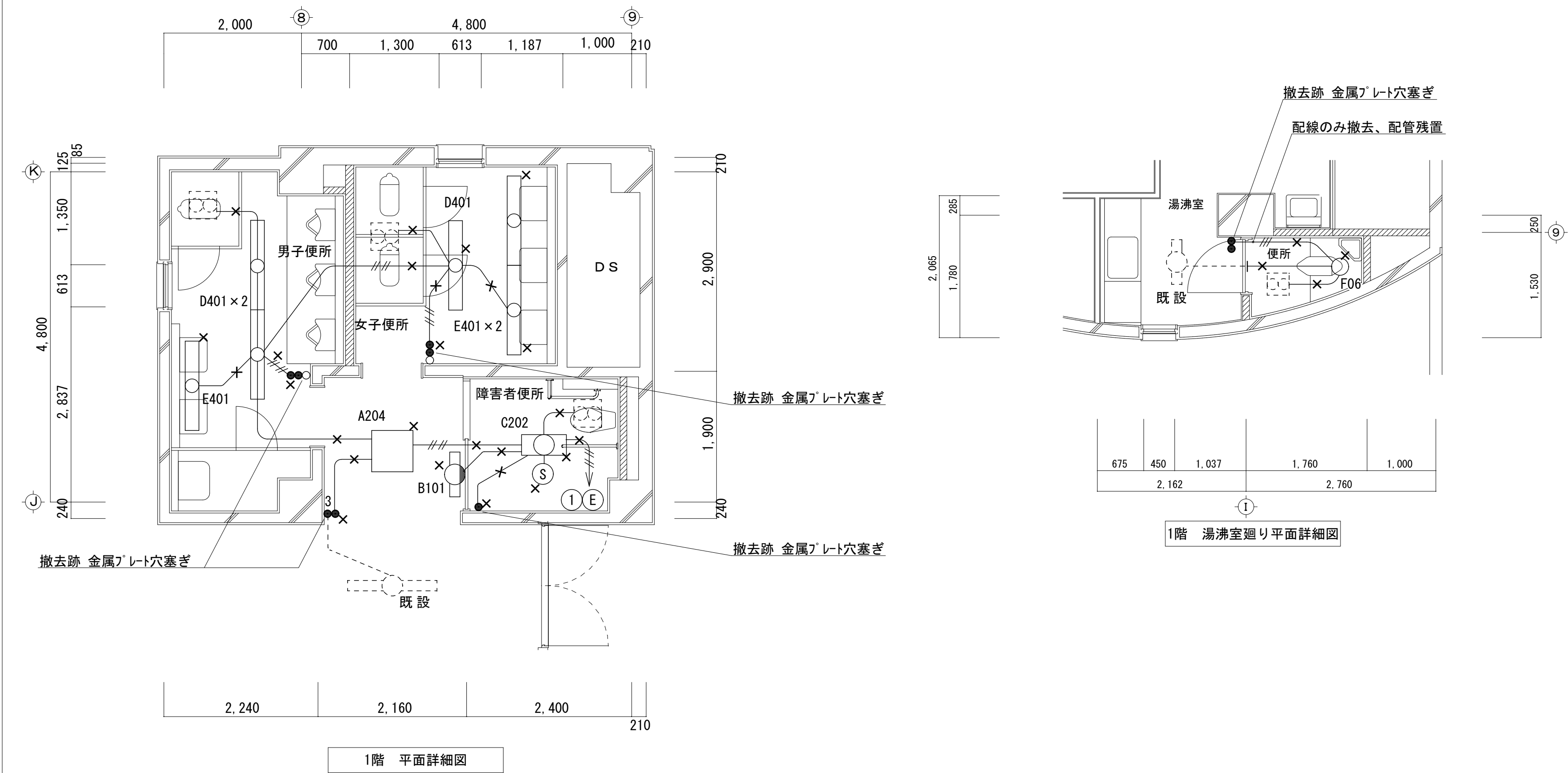
工 事 名
市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面番号
E-02

四日市市都市整備部営繕工務課

1級建築士 登録第 号
四日市市諏訪町1番5号
令和6年4月版

/



凡例

記号	名 称	備 考
□	照 明 器 具 埋 込 型	
○	照 明 器 具 埋 込 型	
○	照 明 器 具 天 井 付	
□	照 明 器 具 壁 付 け	
●	タ ン プ ラ ス イ ッ チ	1P15A×1
●3	タ ン プ ラ ス イ ッ チ	3W15A×1
○	パ イ ロ ッ ト ス イ ッ チ	
Ⓢ	人 感 セ ン サ ー	
▴	電 灯 分 電 盤	

記入なき配線は下記による。

— IV 2.0×2(天井内ころがし)

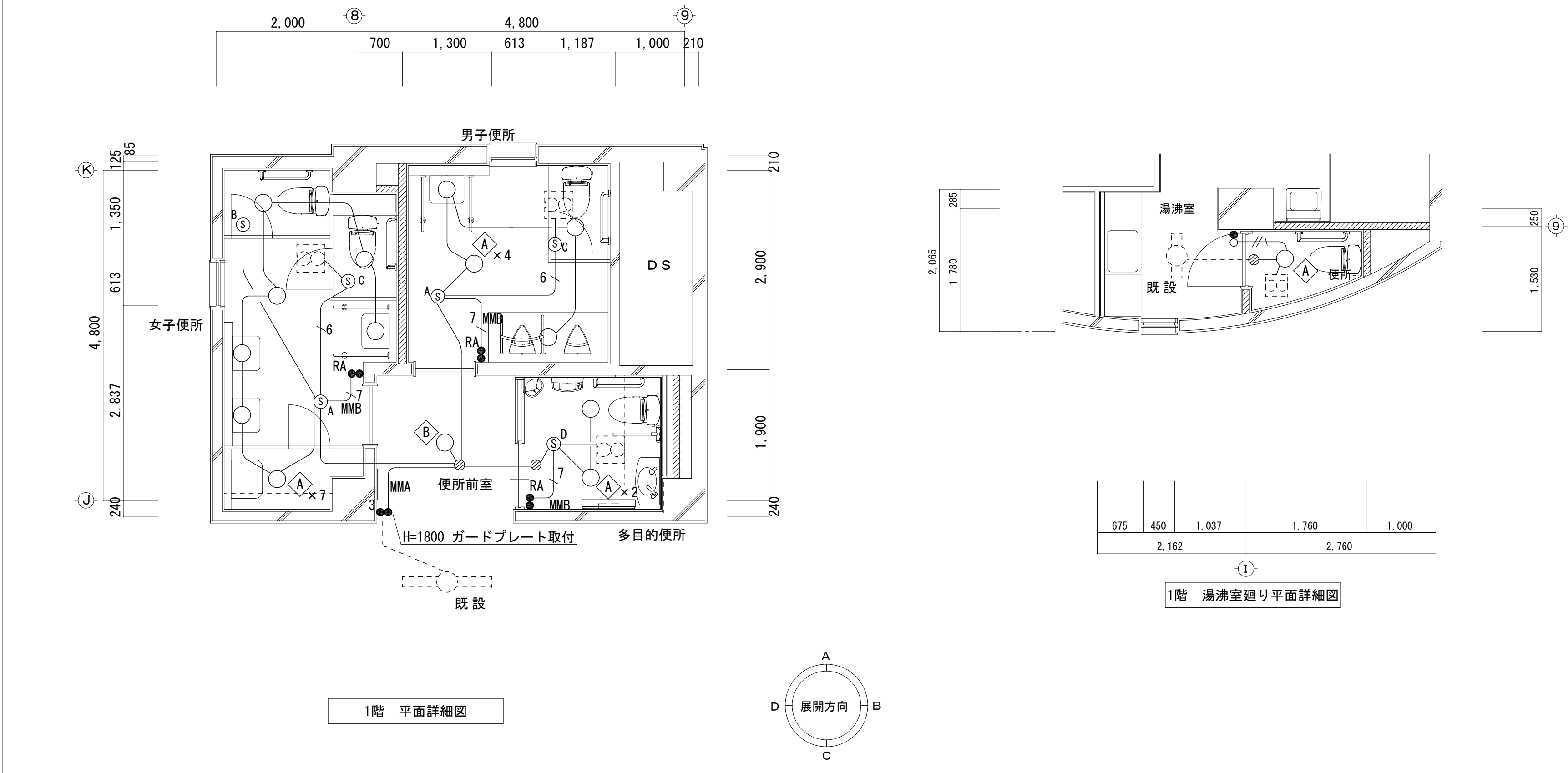
— /// IV 2.0×3(C19)

— /// IV 2.0×4(天井内ころがし)

既設照明器具一覧表

記号	名 称	容 量	備 考
A204	埋込形	FL 20W ×4	撤去
B101	壁付灯 標示灯	FL 10W ×1	撤去
C202	埋込形	LED 20W ×2	撤去
D401	埋込形	FL 40W ×1	撤去
E401	埋込形	FL 40W ×1	撤去
F06	埋込形	1L 60W ×1	撤去

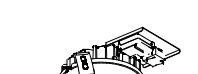
×印は撤去を示す。



凡例

記号	名 称	備 考
○	LEDダウンライト	
ⓈA	熱線センサー (親器)	広角検知
ⓈB	熱線センサー (子器)	広角検知
ⓈC	熱線センサー (子器)	換気扇接続機能付
ⓈD	熱線センサー (親器)	換気扇接続機能付
●RA	操作ユニット	2回路 H=1,800取付
●3	タンブラスイッチ	1P15A×1
●3	タンブラスイッチ	3W15A×1
○	タンブラスイッチ	ON表示灯付
⊗	ジョイントボックス	アウトレットボックス

照明器具姿図(参考)

A	LEDダウンライト	LRS1-17	B	LEDダウンライト	LDS2-LRS1-17
					
本体：アルミダイカスト 枠：プラスチック 光源寿命：40000時間 昼白色：5000K 消費電力：18.0W以下（AC100V時） 器具光束：1,700 lm以上 2,200 lm未満			本体：アルミダイカスト 枠：プラスチック 光源寿命：40000時間 昼白色：5000K 消費電力：18.0W以下（AC100V時） 器具光束：1,700 lm以上		

記入なき配線は下記による。

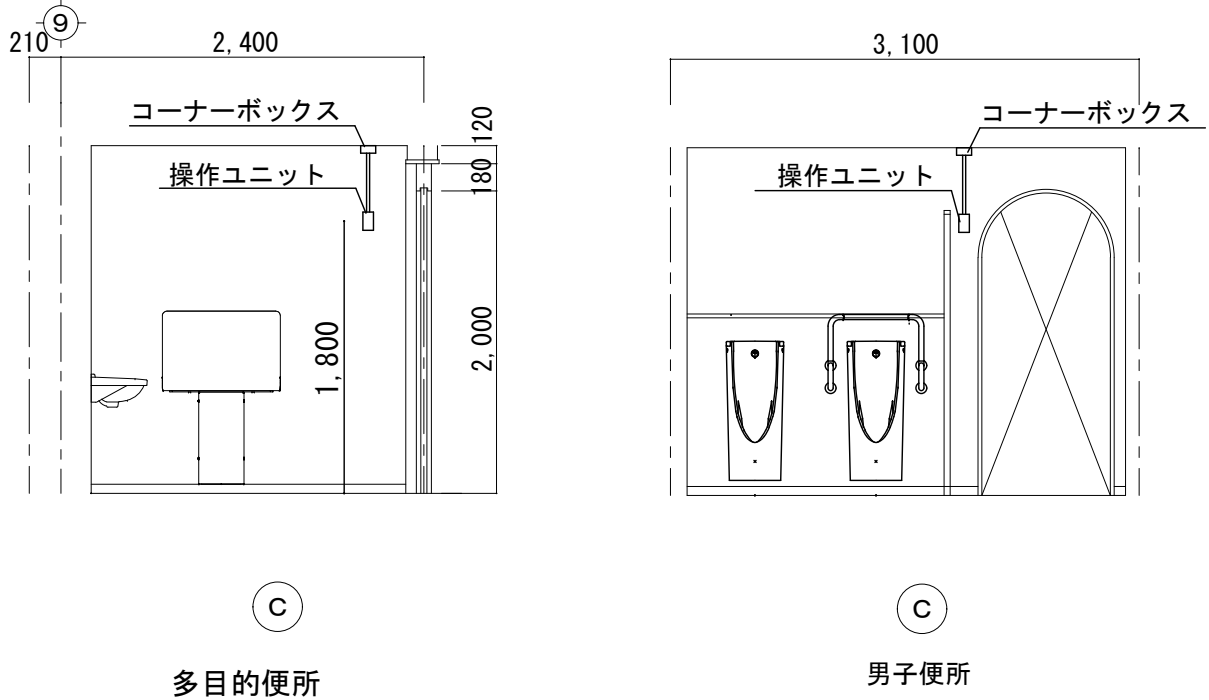
— /// EM-EEF 2.0-3C(1C接地) (既設C19)

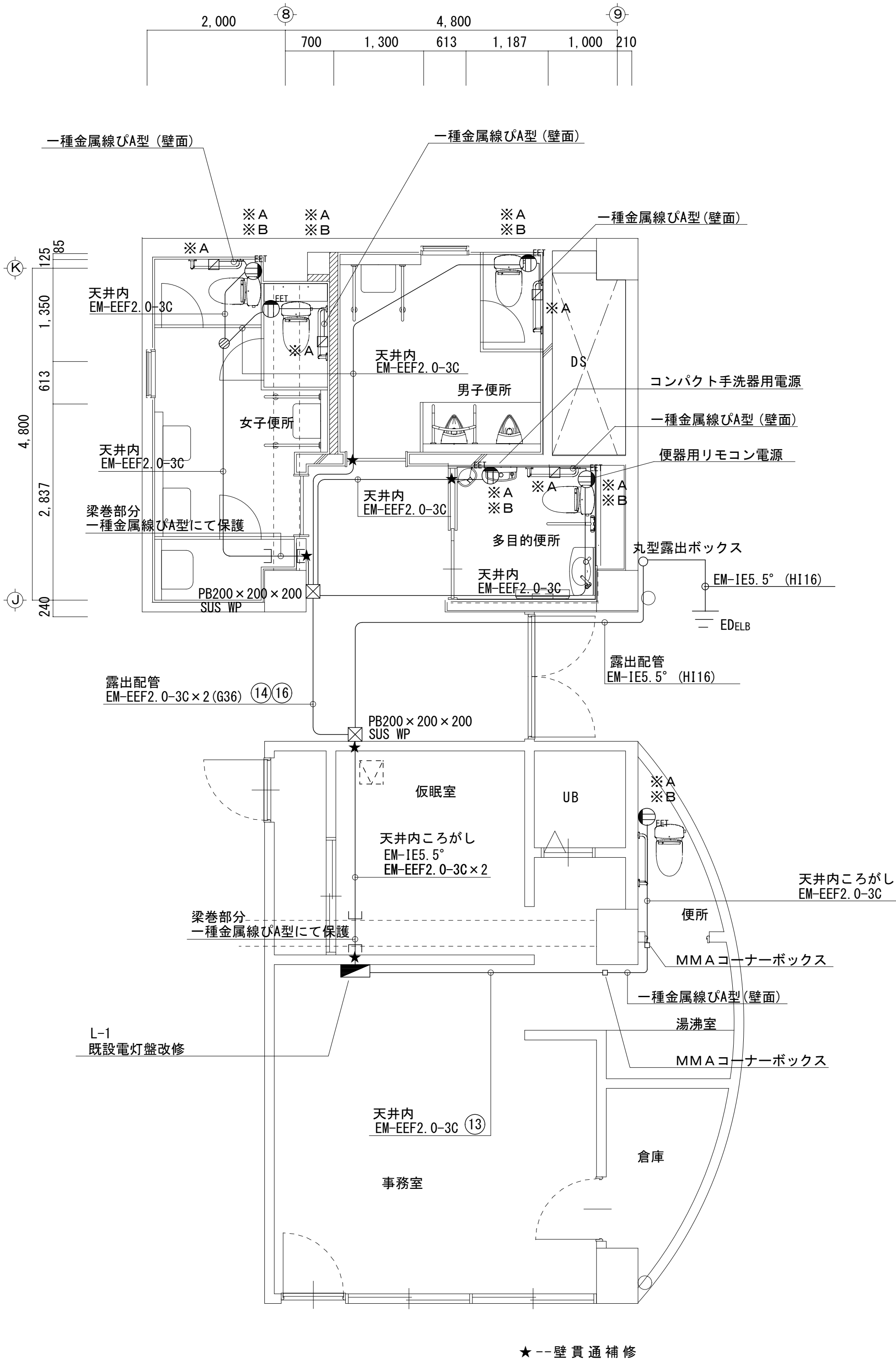
— EM-EEF 1.6-3C(1C接地)

— /6 EM-EEF 1.6-2C+1.6-3C(1C接地)

— /7 EM-EEF 1.6-2C×2+1.6-3C(1C接地)

二重天井内はケーブルころがし配線とする。
露出立下り部はメタルモールにて保護とする。
破線は既設を示す。





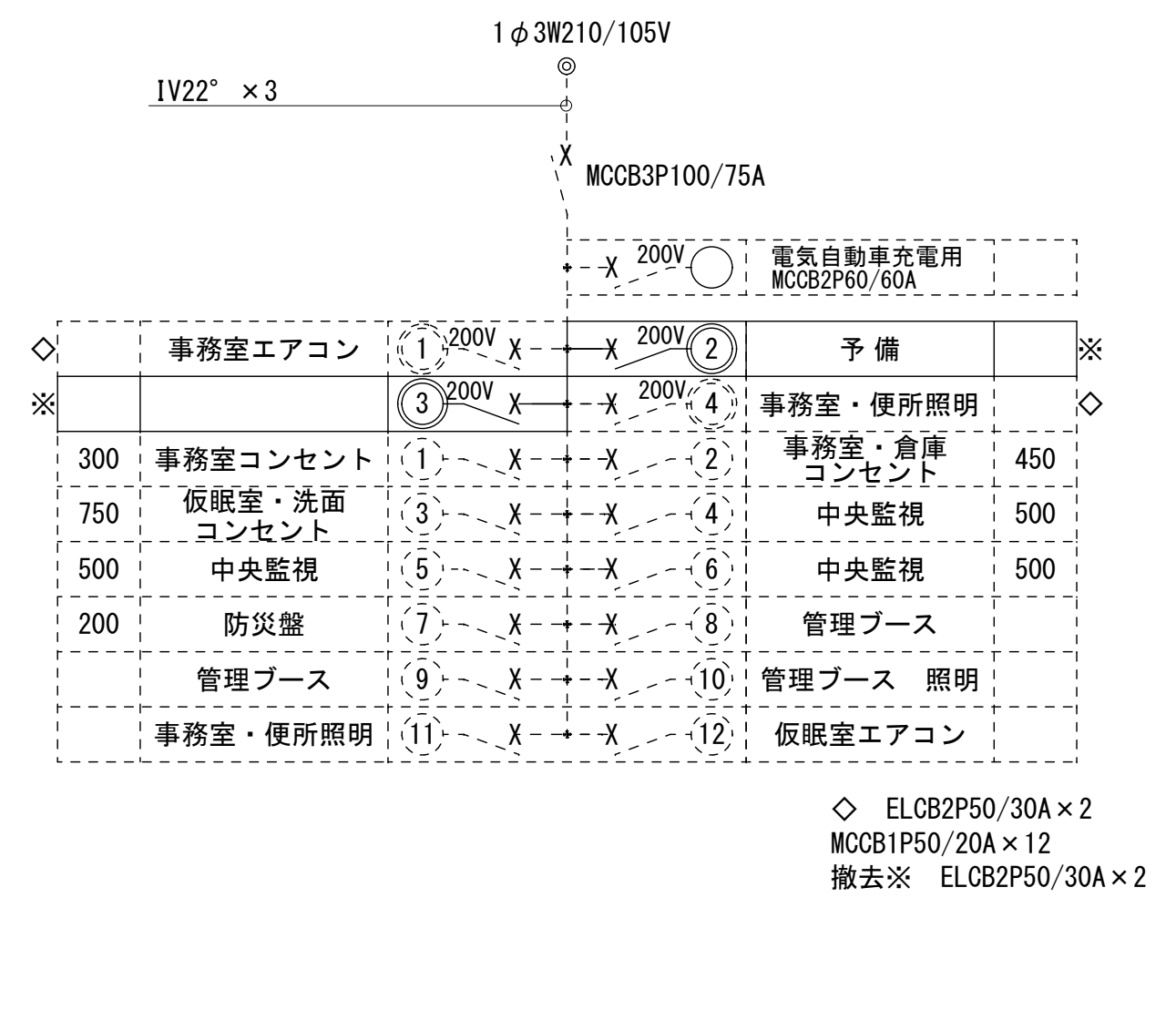
凡例		
記号	名 称	備 考
	壁付コンセント	2P15AE+ET
	便器用リモコン	機械設備工事
	ジョイントボックス	アウトレットボックス
	電灯分電盤	
	点検口 450□	建築工事

- ※A 一種金属線ひA型 スイッチボックス
- ※B 一種金属線ひA型 コーナーボックス

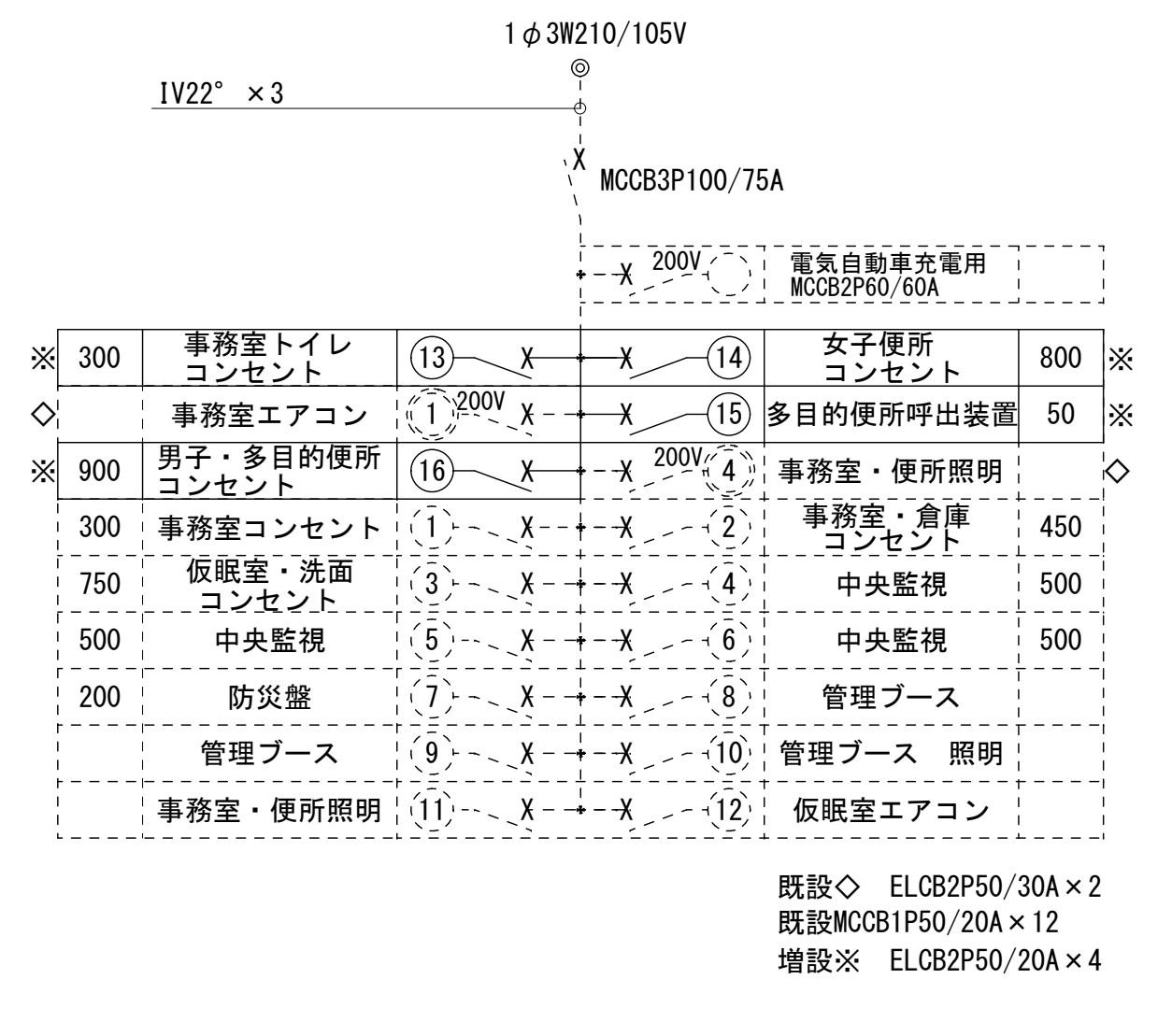
二重天井内はケーブルころがし配線とする。
露出立下り部はメタルモールにて保護とする。
破線は既設を示す。

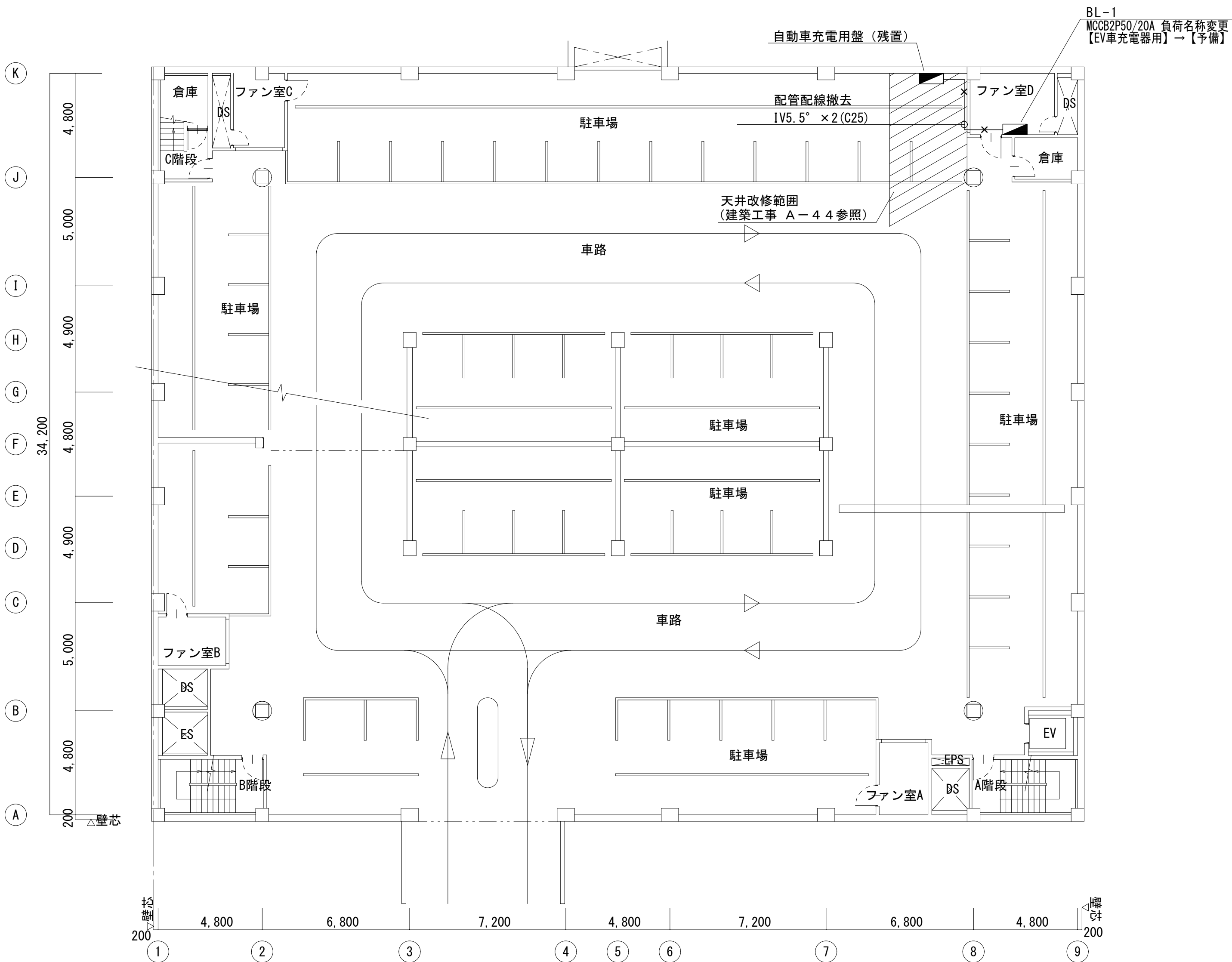
改修後平面図 S=1/50

改修前 L-1 銅板製 埋込型

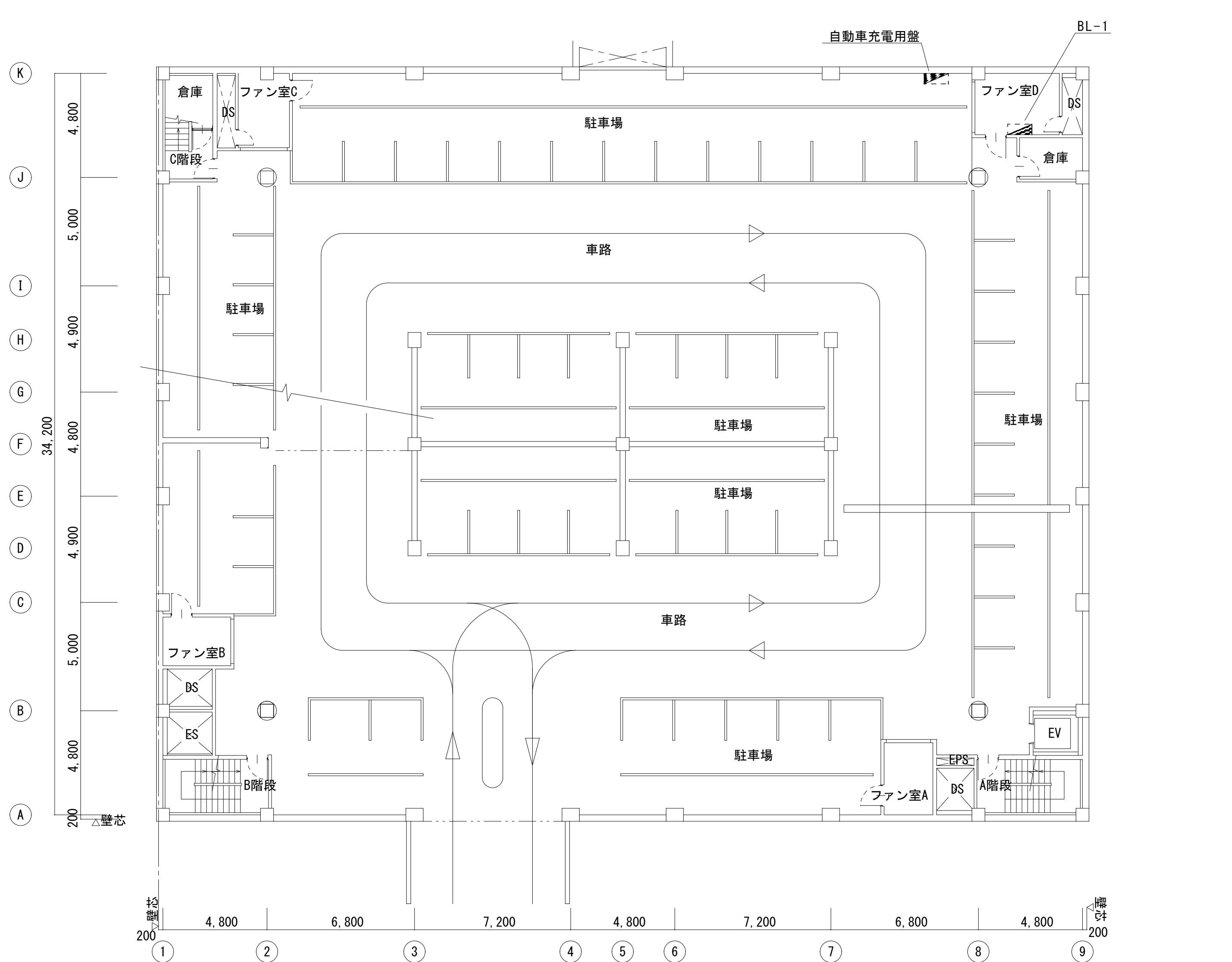


改修後 L-1 銅板製 埋込型

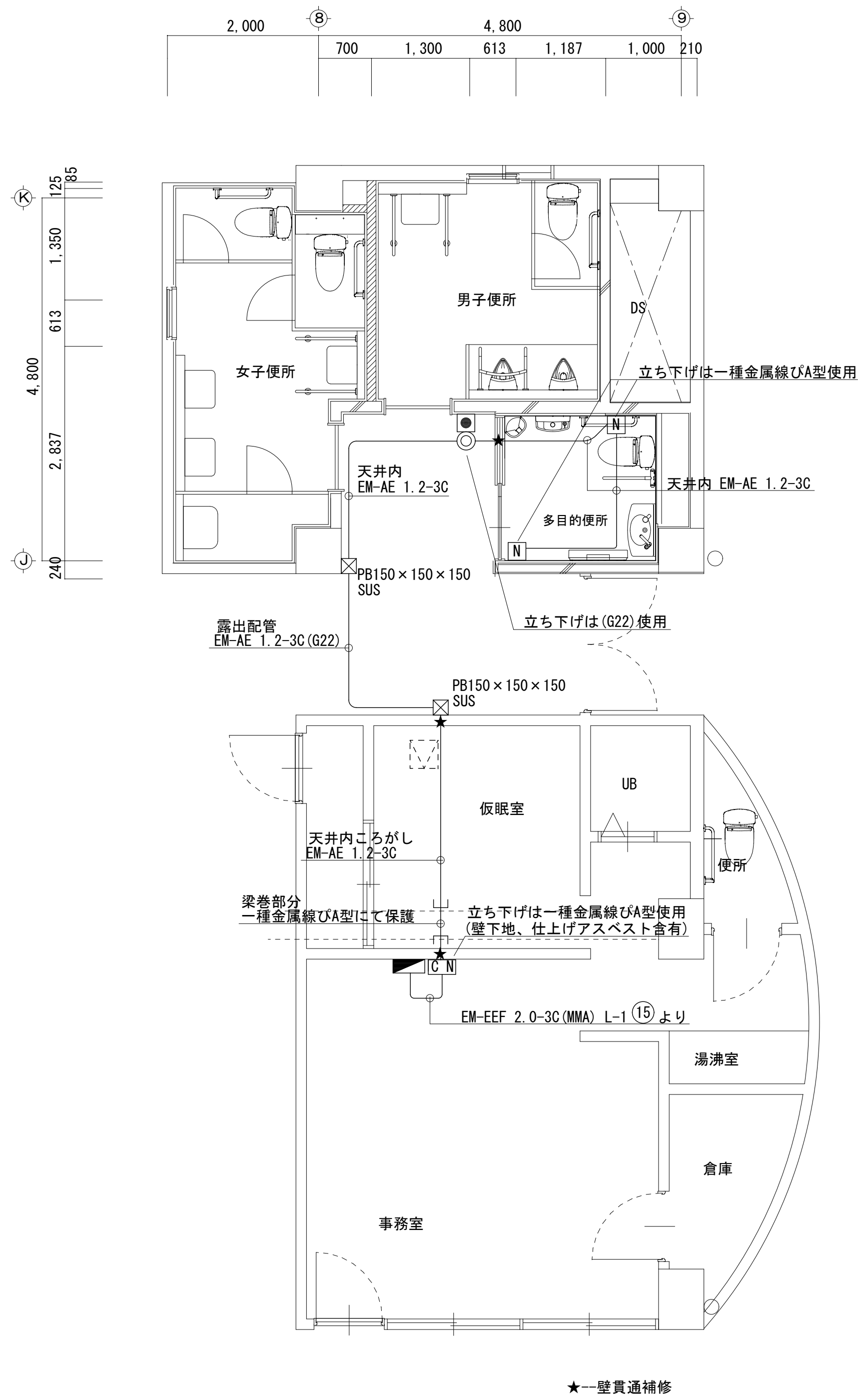




B1階平面図 S=1:150



B1階平面図 S=1:150



改修後平面図 S=1/50

誘導支援設備機器姿図

C N		1 窓用呼出表示器	N		トイレ呼出ボタン(引きひも付)
		アイホン CBN-1C ケアコム IRP-1B			アイホン NBR-7HWA ケアコム BT-312ZR
		電源電圧 AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)			形状/材質 露出型 (J I S 1 個用スイッチボックス) /樹脂
		形 状 露出型 (J I S 2 個用スイッチボックス)			防まつ形 (JIS C 0920 4級相当)
		材 質 SPOC t1.2			備 考 引きひも 60cm (調節可)
		窓 数 1 窓			復旧ボタン付、抗菌仕様
		表示方式 呼出音と表示窓点灯			
◎		ブザー付廊下灯 (防滴仕様)	●		復旧ボタン (防滴仕様)
		アイホン NR-BZLA24WP/A ケアコム BL-644U/8 +新金属プレート			アイホン NR-2A14WP ケアコム BR-302RAU +新金属プレート
		形 状 露出型 (J I S 2 個用スイッチボックス)			形 状 露出型 (J I S 1 個用スイッチボックス)
		備 考 ブザー付			

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

四日市市 蔵訪町 内地

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
市営中央駐車場	SRC造	地下2階 地上5階 建て	9,772	13項イ	

3. 工事種目（○印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外	工事種別
工事種目	市営中央駐車場
空気調和設備	
換気設備	改修 一式
排煙設備	
自動制御設備	
衛生器具設備	改修 一式
給水設備	改修 一式
排水設備	改修 一式
給湯設備	改修 一式
消火設備	
厨房設備	
ガス設備	
雨水利用設備	
排水処理設備	
し尿淨化槽設備	
撤去工事	改修 一式

4. 指定部分

○ 無

・ 有（部位：）

指定部分工期 令和 年 月 日

II. 工事仕様

1. 共通仕様

○印の付いたものを適用する。

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、

○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 令和4年版 ）（以下「標準仕様書」という。）

○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 令和4年版 ）（以下「改修標準仕様書」という。）

○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（ 令和4年版 ）（以下「標準図」という。）

2. 特記仕様

章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一般共通事項（1）	① 環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 （1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）別表－1に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （3）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。 構内につくることが ・ できる ・ できない ・ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場等（ ・ ） ・ 外部足場等（ ・ くさび緊結式（手すり先行工法） ・ ）
	② 材料・機材の品質等	

3 工事中仮設物

4 足場その他

5 建設発生土の処理

6 埋戻し土・盛土

7 運転操作説明板

8 機材の承諾図

9 総合調整

10 電動機

11 電源周波数

12 容量等の表示

13 耐震措置

14 地中埋設機等

15 絶縁経手

16 塗装

17 電線類

18 天井仕上区分

19 吊り及び支持

20 施工調査

21 非破壊検査等

22 既存躯体への穿孔

23 試験

24 他工事又は他工種との取合い

25 資源有効利用促進

26 交通安全管理

・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。

○ 構外搬出適切な処理とする。
※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告（位置図等）を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に貼ける。説明板の大きさは、約 m2とする。
機械設備工事機材承諾図様式集（平成25年版）によるほか、監督職員の指示による。
・ 本工事 ・ 別途
調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）
・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気温度の測定
・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定
・ 飲料水の水质の測定（水道法第4条の水質基準の規定に基づくこと）
・ 検査項目は下記による
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素
その他（ ・ 項目 ・ 遊離残留塩素 ・ 図示）
換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
・ 50Hz ○ 60Hz
（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
設備機器の固定は次によるほか、建設設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。）
（1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度の乗じたものとする。
設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器は次による。
・ 消火ポンプ ・ 充電槽 ・ 受水槽 ・ 高架水槽
・ 揚水ポンプ ・ その他（ ）
水槽類にはオイルタンクを含む。
（2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。
（1）地中埋設機 ・ 要（図示による。） ・ 不要
（2）設計表示用テープ（2倍） ・ 要（排水管を除く。） ・ 不要
取り付け箇所及び仕様は図示による。
露出機材の塗装仕上げは下記による。
・ 屋外： ・ ドレン管（ ・ 指定色塗装 ・ ）
・ 金属電線管（ ・ 内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ ・ 指定色塗装）
・ 屋内： ・ EPS、ビット層を除く露出配管、電線管類（ ・ 指定色塗装 ・ ）
下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
・ 機械室 ・ 倉庫 ・ 電気室
電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編 1. 5. 1表4. 1. 11による。
（ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
（1）（ ・ 構内 ○ 土間）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。
○ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。
・ 石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。）
○ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。
構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書提出する。
なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、1枚以上／部位とする。
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。
（2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
給水、給湯用架橋ポリエチレン管はメーカー推奨圧力で行う。
上記（2）により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目標での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、
給水給湯系：24時間常圧耐圧確認
給水給湯系：24時間常圧耐圧確認
排水系：通水確認

工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
・ 建設副産物を搬出する際の計画
1. 土砂500m3以上
2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上
・ 再生資材を利用する際の計画
1. 土砂500m3以上
2. 砕石500t以上
3. 加熱アスファルト200t以上
交通誘導員 ・ 配置する 名以上（大型車の出入は必ず） ・ 配置しない
・ 交通誘導警備員A ・ 交通誘導警備員B

・ 空気調和設備（1）

1 設計用温度

2 銅板製煙道

3 ダクト

4 風量測定口

5 チャンパー等

6 ダンパー

7 配管材料

8 弁 類

9 油面制御装置

10 保温及び消音内貼り

11 パッケージ型空気調和機

12 ばい煙濃度計

13 ばいじん量測定口

14 吹出口・吸込口

15 保温・塗装

16 瞬間流量計

17 圧力計・温度計

18 機器基礎

19 形鋼振れ止め

20 吊機種の振れ止め

	外 気 （地区名：津）	屋 内			
		一 般 系 統	0A系統	一般系統（ACP系統）	
温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期 34.7℃	57.7%	28℃	50%	24℃	45%
28℃(参考)	50%(参考)				
冬期 1.2℃	51.8%	19℃	40%	24℃	45%
				19℃(参考)	40%(参考)

伸縮継手、排除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
・ 低圧ダクト（ ・ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）
・ アングルフランジ工法）とする。
・ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
取り付け箇所は図示による。
（1）内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。
（2）空気調和機に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、大きさは図示による。
（3）外壁ガラリに直接取り付けけるチャンパー類は雨水の滞留のないように施工する。
（4）空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンパーの板厚は、1.2mm 以上とする。
図示されたチャンパーには点検口を設ける。
寸法は図示されていない場合は（ ・ 400x500H ・ 500x600H）とする。
（5）内張りを施すチャンパー等の表示寸法は、外形寸法とする。
（6）アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを超えるものは、500×500×300Hとする。
（1）防振ダンパー 復帰方式（ ・ 遠隔 ・ ）
（2）ピストンダンパー 復帰方式（ ・ 遠隔 ・ ）
（1）冷温水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 塩ビライニング鋼管（HVA）
（2）冷却水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 塩ビライニング鋼管（VA）
（3）油管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
（4）蒸気管 給気管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（ ・ Sch40）
・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch80）
・ ステンレス鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）
（5）高温水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）
（6）膨張管 空気抜き管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）
膨張タンクよりボイラー等への補給水管
（7）冷媒管 ・ 断熱材被覆鋼管
（8）ドレン管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ ビニル管（VP）
（屋外：VP 屋内：保温付VP）
J I S又はJ V（ ・ 5K ・ 10K（図示部分））
6.5A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁は、バタフライ弁とする。
・ 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
油面制御盤には（ ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・ ）の継手を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
・ 選りダクト（RAダクト）（保温範囲は、 ・ 図示による ・ ）
・ 外気取入れダクト（OAダクト）（保温範囲は、 ・ 図示による ・ ）
・ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 4の温水管の項による。
・ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 4の温水管の項による。
・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 5の排水管の項による。
・ 冷媒管の外装の種別は（ ・ 図示による ・ ）
・ 冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆鋼管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
屋外露出部分は（ ・ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カバー ・ 保温化粧ケース）によるラッキングを行う。
屋内露出部分は（ ・ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カバー ・ 保温化粧ケース）によるラッキングを行う。
保温化粧ケースを除き、保温材にて整形を行う。
冷媒管の耐圧試験は24時間メーカー推奨圧力で行う
冷媒管の立て管は、垂直方向に5m以上ある場合、鋼管から直接1箇所以上固定すること。
・ 設ける ・ 設けない
・ 設ける（口径80φ以上） ・ 設けない
・ 本体は（ ・ アスファルト ・ モルタル ・ エポキシ樹脂）により保護を行う。
・ 鋼製 ・ アルミニウム製 ・ 木製
・ 外気取り入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通るダクトは保温を行う
・ 隠ぺいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ 25 mmの保温材を重ね巻きを行うか、隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ＋10 mm以上とする。
・ 設ける（検出部と指示部一体形） ・ 設けない
取付箇所は、（ ・ ユニツト形空気調和機 ・ 冷温水ポンプ ・ ヘッダーの各送り管 ・ ヘッダーの各返り管）とする。
・ 瞬間流量計を設けない場合は、ビート管式流量計用タッピングのみを設ける。
取付箇所は前記による。

機器名		計器取付箇所（○印の箇所）			
		機器入口側		機器出口側	
		圧力計	温度計	圧力計	温度計
冷 凍 機	冷 却 水	○	○	○	○
直たき吸収式	冷 却 水	○	○	○	○
冷 温 水 機	冷 温 水	○	○	○	○
冷 却 水	冷 却 水	○	○	○	○
パッケージ型空気調和機	温 水	○	○	○	○
	チャンパ	○	○	○	○
空気調和機	冷 温 水	○	○	○	○
	チャンパ	○	○	○	○
温風暖房機	温 水	○	○	○	○
温 水 ボ イ ラ	温 水	○	○	○	○
管 寄 せ		○	○	○	○

ボ ン プ 基礎施工要領（四） ・ 標準基礎 ・ 防振基礎
遠心冷凍機 基礎施工要領（二） ・ 標準基礎
往復動冷凍機 基礎施工要領（二） ・ 標準基礎
パッケージ形 基礎施工要領（三） ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 既製品基礎
ユニツト形 基礎施工要領（三） ・ 標準基礎 ・ 防振基礎
遠心送風機 基礎施工要領（四） ・ 標準基礎 ・ 防振基礎
・ 防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。
ダクトに形鋼振れ止め支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。
室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上の場合には、振れ止めを施す。

換気設備

1 風道種別

2 ダクト

3 風量測定口

4 ダンパー

5 排気ダクトのシール

6 チャンパー

7 保 温

・ 排煙設備

1 ダクト

2 排煙口の形式

3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）

4 排煙風量測定

・ 自動制御設備

1 システム構成その他

2 電気計装用機材

○衛生器具設備

① 衛生器具付風水栓

② 洗面器

○給水設備

① 配管材料

② 水 栓

3 量水器

4 量水器樹

⑤ 弁 類

⑥ 管の地中埋設深さ

7 水栓柱

⑧ 建物導入部配管

9 引込納付金等

10 保温

・ 排水設備

① 配管材料

② 洗面器等の排水管

3 満水試験継手

4 放流納付金等

・ 給湯設備

1 配管材料

2 弁 類

3 保温

・ 消火設備

1 配管材料

2 建物導入部配管

3 不活性ガス消火設備

4 泡消火設備

5 保温

6 試験

・ 厨房設備

1 システム

2 機器の機能等

・ 長方形風道 ○ スパイラルダクト ○ アルミフレキシブルダクト（接続部）
・ ビニル管
・ 低圧ダクト（ ・ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）
・ アングルフランジ工法）とする。
・ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
・ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。
取り付け箇所は図示による。
空気調和設備の当該項目による。
・ 浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統 ・ （排気ガス）系統
空気調和設備の当該項目による。
・ 外気取入れダクト
保温は標準仕様書第2編 3.1.4の一般ダクトの項による。範囲は（ ・ すべて ・ ）とする。
○ 排気用ダクト
保温は標準仕様書第2編 3.1.4の一般ダクトの項による。範囲は ○ 外壁から1m ・ ）とする。
○ （ ・ 厨房 ○ 湯沸室 ） 用の隠ぺい部ダクト（仕様はh ○ （イ） ○ DX）とし範囲は図示による。

・ 亜鉛鉄板
・ 図示による。
・ ワイヤー式 ・ 電気式（遠隔操作 ・ 不要 ・ 要）
建築設備定期検査業務基準平成20年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
別図による。
使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
手洗器は止水栓付ダクト。
（1）給水引込管（直結部分）は水道事業者の指定による（ ・ ポリエチレン管）
（2）屋内地中埋設配管及びコンクリ埋込 ・ 塩ビライニング鋼管（VD） ○ ビニル管（HIVP）
（3）屋外地中埋設配管 ・ 塩ビライニング鋼管（VD） ○ ビニル管（HIVP）
・ 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）
（4）その他の一般配管（上水・加温） ・ ステンレス鋼管（SUS304） ・ ビニル管（HIVP）
・ 給水用架橋ポリエチレン管 ○ 塩ビライニング鋼管（VA）（図示の箇所）
（給用水） ○ 塩ビライニング鋼管（VA）
○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。
・ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
・ 親メーター（貸与品）（ ・ 直読式 ・ バルブ式 ）
子メーター（買い取り）（ ・ 直読式 ・ バルブ式 ）遠隔表示器付
水道事業者指定品 （ ・ 貸与品 ・ 買い取り（材質： ） ・ 標準図MC形
J I S又はJ V ○水道直結部分 ○10 K ・ ）
・ その他の部分（ ・ 5K ・ 10K ）
逆止弁の衝撃吸収力はライニング不要とする。
ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
管の上端より原則として、一般敷地は（30cm）構内通路は（60cm）以上とする。
・ 合成樹脂製 ・ 人造石とぞ出し製 ・ 不凍水栓 ・ ステンレス製
○ 標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ・ （a） ・ （b） ○ （c）による。
・ ポリエチレン配管の施工要領は図示による。
・ 要（別途）
次のタンクの保温を行う。 ・ 鋼板製タンク ・ ステンレス製タンク
保温付架橋ポリエチレン管の保温厚は10mm以上とする。

（1）屋内 汚水管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ○ ビニル管（VP） ・ 耐火二層管
雑排水管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ○ ビニル管（VP） ・ 耐火二層管
通気管 ・ 排水用炭素鋼鋼管（白） ○ ビニル管（VP） ・ 耐火二層管
ポンプアップ排水管 ・ 排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管
（2）屋外 第一樹まで ・ 排水用塩ビライニング鋼管
○ ビニル管（VP）
○ ビニル管（VP）
・ リサイクルビニル管（RS-VU）
ビニル管の125A以上はVUを使用してよい。
屋内露出配管はカラーVPとする。
洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
台所流し等の床上面露出部分の配管は、ビニル管（VP）でもよい。
大便器、小便器、洗面器及び掃除 流しとの接続管は、ビニル管（VP）とする。
取り付け箇所は図示による。
・ 要 ・ 不要

・ ステンレス鋼管 ・ 塩ビライニング鋼管（HVA） ・ 給湯用架橋ポリエチレン管
・ ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。
J I S又はJ V（ ・ 5K ・ 10 K（図示部分））
保温付架橋ポリエチレン管の保温厚は10mm以上とする。

（1）屋内消火栓 一般 ・ ステンレス鋼管（SUS304） ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）
屋内地中 ・ ステンレス鋼管（SUS316） ・ 外面被覆鋼管（VS）
屋外地中 ・ ステンレス鋼管（SUS316） ・ 外面被覆鋼管（VS）
・ 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）
（2）連絡送水管 一般 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch40）
屋内地中 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch40）
屋外地中 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch40）
・ 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）
（1）別図による。
（2）別図による。
屋外露出配管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の給水管の項による。
施工前に既設屋内消火栓の放水試験を行うこと。

・ ドライシステム
・ 図示による。

図面番号

M-01

1級建築士登録第 号
四日市市蔵訪町1番5号
令和6年4月版

/

設計番号

工事名

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

設計図

図面名

建築機械設備1

縮尺

1:N0 (A2)

特記仕様書

作図 令和6年6月

四日市市都市整備部営繕工務課

・
ガ
ス
設
備

1

ガス種別

・ 都市ガス（供給者名： 発熱量 MJ/m3（N））
・ 液化石油ガス

・ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。
・ 液化石油ガス（１）一般： ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）
（２）地中： ・ ポリエチレン管 ・ 外面被覆鋼管（VL）

3

充てん容器

別途（ ・ 50kg ・ ）× 4本

4

集合装置

標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による 4本組。

5

転倒防止等

標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（ ・（a） ・（b））による。

6

メーカー

・ 観メーター（貸与品）（ ・ 直読式 ・ パルス式（パルス発信器は ・ 買い取り））
・ 子メーター（買い取り）（ ・ 直読式 ・ パルス式）

7

ガス漏れ警報器

・ 本工事（図示による） ・ 別途工事

8

漏洩検知装置

・ 要 ・ 不要

9

電気防食

・ 要 ・ 不要

10

引込負担金等

・ 要 ・ 不要

・
雨
水
利
用
設
備

1

仕様等

別図による。

・
排
水
利
用
設
備

2

設備方式

・ 排水再利用 ・ 厨房除害

・
し
原
汁
化
槽
設
備

1

処理種別及び構造

・ 合併処理（ ・ 接触ばっ気方式 ・ 長時間ばっ気方式
・ 回転板接触方式 ・ ）

2

処理能力

処理対象人員 人 容量 m3/日

3

本体構造

・ コンクリート製（ ・ 現場施工形 ・ ユニツト形） ・ FRP製

4

放流水質

BOD mg/L以下

5

マンホールふた

・ 製造者標準品 ・ MHA ・ MHB

6

スラブ負荷重

・ 土庄のみ ・ 200kgf/m2 ・ 350kgf/m2 ・ 800kgf/m2

7

排水方式

・ 自然滴下
・ ポンプ排水
（ ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m以上
ただし深さが 1.2m以上の場合はタラップ付とする。）

8

送風機室

・ 不要 ・ 要（ ・ 別途工事 ・ 本工事）
・ 独立設置形（ ・ 地上式 ・ 地下式） ・ 槽と一体形

9

槽内にある鋼管類の防食

・ タールエポキシ樹脂塗料3回塗里を行う。
・ 土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。

・
撤
去
工
事

①

撤去内容

○ 図示による
ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事に伴って撤去する。
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。
（１）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。
（ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し
（イ）フロン類回収証明書

2

支持金物等

・ 引き連しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）
（ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。
○ 引き連しを要するもの以外
横外撤出適切処理とする。
廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。
・ 特別管理産業廃棄物（PCB使用機器）
PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。
・ 再使用又は再資源化を図るもの

3

冷媒の回収（フロン類）

・ 引き連しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）
（ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。
○ 引き連しを要するもの以外
横外撤出適切処理とする。
廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。
・ 特別管理産業廃棄物（PCB使用機器）
PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。
・ 再使用又は再資源化を図るもの

・
保
温
工
事

①

保温材

保温材の種類

区 分

グラスウール

○ 給水管 ○ 排水管 ・ 給湯管
保 温 材 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 蒸気管
・ 長方形ダクト ・ 3in4inダクト ・ ヘッダー ・ タンク
・ 冷媒管（成形用）

ロックウール

・ 給水管 ・ 排水管（ドレン管） ・ 給湯管
保 温 材 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 蒸気管
・ 長方形ダクト ・ 3in4inダクト ・ ヘッダー ・ タンク

ポリスチレンフォーム

・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷水管
保 温 材 ・ 冷温水管（ヘッダー（※） ・ タンク（※）
（※）冷水、冷温水のみ適用可

保温外装材

・ SUS製ラシヤ管 ・ 樹脂製ラシヤ管 ・ 3in重鉛鉄板
・ その他（ ）

原則として、蒸気管及び温水管等はフランジ等も保温を行うこと。
保温付架構ポリエチレン管（保温厚10mm以上）を使用する場合は上記保温は不要。
サヤ管工法：架構ポリエチレン・ポリブデン管を使用する場合は上記保温は不要。

特 記 事 項

一 般 共 通 事 項（2）

1

工事の保険

・ 建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出）
・ 請負業者賠償責任保険（保険証の写しを提出）
保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
下記の制度について加入すること。
・ 法定外労災補償制度（加入証明書の写しを提出）
・ 建設業退職金共済制度（掛金収納書を提出）
共済証紙購入額 請負額の0.5/1000以上
ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。
※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。
※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。
工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（CORINS）に登録すること。
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。
資材購入及び工事の一部を下請業者により施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
・ 設ける ・ 設けない

2

建設共済等

○ 工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
・ 水 ・ その他

3

工事実績情報の登録

・ 設ける ・ 設けない

4

施工体制台帳の提出

工事記録は以下のように行うこと。

⑤

資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項

○ 工事写真
工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等
完成写真
※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。
※次の図書を参考とする。
国土交通省大臣官房官庁管理課長監修「工事写真の撮り方 建築設備編」
○ 工事日報、納品伝票
工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。
監督員の指示により下記のものを出す。
・ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図）
・ 完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D－R）（1）枚
・ 完成図（A4版に製本したもの）
・ 完成図（原図サイズで電気設備図と併せて二つ折り製本したもの）（3）部
・ 工事写真（紙、C D－R）
・ 保全に関する資料等（2）部

12

防振吊り金物及防振支持金物

食物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。
口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 排水）
次に示す配管
標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用
・ 不要 ・ 要
ライニング弁類の使用範囲
標準仕様書による ・ 使用しない

15

防振継手

・ 合成ゴム製 ・ ベローズ形

16

可換継手

・ 合成ゴム製 ・ ベローズ形

17

管の防食

保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね1回巻くとする。
ただし、外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。

⑬

施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

⑭

既設との取合い

本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。

20

スリーブ

・ 亜鉛鉄板 ・ 紙チューブ ・ つば付鋼管 ・ 塩化ビニル管

21

管の支持

屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。

⑮

週休2日制工事

「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」に基づく適用は下記による。
・ 週休2日制工事対象
・ 週休2日制工事（受注者希望型）対象
・ 週休2日制対象外工事（ ・ 工事の実働日数が30日未満の工事 ○ 現場閉鎖困難な工事）
・ 本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。
・ 高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。

⑯

施工条件

機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来たさいよう特に注意する。
・ 施工可能日 ・ 土、日曜日、祝日施工有り ・ 指定なし
○ その他（A－0.1, 5.6, 7.5参照）
・ 施工可能時間帯 ・ 指定有り（ 時～ 時） ・ 指定なし

アスベスト含有物の取扱い

①

一般事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはくまれているおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。
○アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。
○石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。
○アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。
○アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。

2

アスベスト含有建材の処理工事

アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1]
アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない
アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない

③

アスベストの含有調査

施工箇所及び工法 ※図示 ○行う ・行わない [1.5.1]
事前調査（有資格者） ・行う ・無
調査結果報告書の写し ○有 ・無
分析調査 ・定性分析 ・定量分析 ○行わない

※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。
※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。
調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

④

アスベスト含有吹付け材の除去

アスベスト含有吹付け材の有無 ○有 ○無 [9.1.3]
除去吹付け材（ ・ ） 含有場所（ ・ ）
吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う
アスベスト粉じん濃度測定 ※行う
表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測定 場 所	測定 点（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定 1	処理作業室内	各2点又は3点	(注) 1
	測定 2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気
処理作業中	測定 3	処理作業室内	各2点又は3点	(注) 1
	測定 4	仕上りゾーン入口	1点	空気の流れを確認
	測定 5	集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	1点	(注) 2
	測定 6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	－
処理作業後（隔離ゾーン撤去前）	測定 7	処理作業室内	各2点又は3点	(注) 1
	測定 8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気

(注) 1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
(注) 2. 集じん・排気装置の性能確認
表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法

測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5
計数機器	位相差顕微鏡	
メンブレンフィルタの直径	25mm	47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min 10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min 210 min
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法	
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野	
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3：1以上	
定量限界	50 f/l	0.5 f/l 0.3 f/l

作業場の隔離 ※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

⑤

アスベスト含有仕上塗材の除去

アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体等における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。
アスベスト含有仕上塗材の有無 ○有 ○無
除去保護材（ ・ ） 含有場所（ ・ ）
除去の範囲 ○全面撤去 ・ 図示による
除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）
・水洗い工法 ・ 手工具クレツ工法
・集じん装置付高圧水洗工法 ・ 集じん装置付超高压水洗工法 ・ 超音波ケツ工法
・剥離材併用高圧水洗工法 ・ 剥離材併用超高压水洗工法 ・ 剥離材併用手工具ケツ工法
・剥離材併用超音波ケツ工法 ・ 集塵装置付ディスクグラインダーケツ工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工 ・行う ※行わない
作業場の隔離及び養生
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。
・隔離養生不要 ・ 隔離養生必要（負担不要） ・ その他（ ）
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑥

アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有保温材の有無 ○有 ○無 [9.1.4]
除去保護材（ ・ ） 含有場所（ ・ ）
除去の範囲 ○全面撤去 ・ 図示による
除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）
・水洗い工法 ・ 手工具クレツ工法
・集じん装置付高圧水洗工法 ・ 集じん装置付超高压水洗工法 ・ 超音波ケツ工法
・剥離材併用高圧水洗工法 ・ 剥離材併用超高压水洗工法 ・ 剥離材併用手工具ケツ工法
・剥離材併用超音波ケツ工法 ・ 集塵装置付ディスクグラインダーケツ工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工 ・行う ※行わない
作業場の隔離及び養生
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。
・隔離養生不要 ・ 隔離養生必要（負担不要） ・ その他（ ）
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑦

アスベスト含有成形板の除去

アスベスト含有成形板の有無 ○有 ・ 無 [9.1.5]
除去成形板（ ・ ） 含有場所（ ・ ）
作業場の区画 ・行う ・行わない
処分方法
・湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。
処分方法 ・埋立処分
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

⑧

アスベスト含有配管接続部シール材の除去

アスベスト含有シール材の有無 ○有 ○無
除去シール材（ ・ ） 含有場所（ ・ ）
作業場の隔離 ・行う ・行わない
除去工法
湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。
処分方法 ・埋立処分
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

⑨

特記事項

※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H13.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H13.4.1以降の講習修了者）

暴力団等不当介入に関する事項

1

契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要領（平成20年四日市市告示第29号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2

暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときは、業務発注所属と協議を行うこと。
(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

< 喫煙に関する事項 >
学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
< 現場代理人に関する事項 >
工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。
< 随時検査 >
設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。

個人情報を取り扱いに関する事項（基本事項）

第1

この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第2

乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

第2

乙は、この契約による工事において個人情報保護法に準じて取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

第3

乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

第2

乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

第3

前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第4

乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第2

乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

第3

管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

第4

四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

第5

乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。（再提供の禁止）

第6

乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

第2

乙は、前項の承諾により再提供する場合、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

第3

前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。（複写、複製の禁止）

第7

乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。（持ち出しの禁止）

第8

乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

第2

甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

第3

前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の方がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び偽損の防止その他適切な管理を行わなければならない。（資料等の返還）

第9

乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

第2

前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。(1) 紙媒体 シュレッダーによる破断(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

第3

乙は、第9の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により乙又は乙の従事者は資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

第4

前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄し、又は消去されたことを直接確認しなければならない。（研修・教育の実施）

第10

乙は、この従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。（苦情の処理）

第11

乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。（定期報告及び事故発生時における報告）

第12

乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第2

乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。（監査及び検査）

第13

甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

第2

甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に關して必要な指示をすることができる。（契約解除及び損害賠償）

第14

甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

障害者差別解消に関する事項

1

対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別的解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び「社会的障壁の除去その他の合理的配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害者側の特性について十分に留意するものとする。

2

対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

図面名

特記仕様書

縮尺

1:100 (A2)

設計番号

作図 令和6年6月

工事名

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面番号

M-02

四日市市都市整備部営繕工課

1級建築士 登録第 号

四日市市諏訪町1番5号

令和6年4月版

凡 例					
記 号	名 称	記 号	名 称	記 号	名 称
	給水栓		排水金物		
	混合水栓		天井換気扇		
	仕切弁 JIS10K				
	フレキシブル継手				
	床掃除口				

撤去衛生器具表

名 称	撤去品番	台 数	1 階 男 子 便 所	1 階 女 子 便 所	1 階 身 障 者 便 所	管 理 人 室 便 所	管 理 人 室 湯 沸 室
和風大便器	C750VC, 節水型フラッシュ弁, スパット, 紙巻器	3	1	2			
兼用便器	C754B, 手洗器付ロータンク, 付属金具一式, 支持金具, 紙巻器	1				1	
洋風便器	C1200S, ロータンク, 紙巻器	1			1		
小便器	U307C (ストール小便器), フラッシュ弁, 小便器スパット, 床フランジ	3	3				
掃除流し	VS210, 横水栓, 排水金具, リムカバー, バックハンガ	1	1				
洗面器	VL630, 立水栓, アングル形止水栓, 排水金具, バックハンガ, 壁止め金具	5	2	3			
水石納入	立形350CC	5	2	3			
化粧鏡	盗難防止形363×455	5	2	3			
身障者用手洗器	L21N, 横水栓, 排水金具, 壁止め金具, 止水栓	1			1		
混合水栓	2ハンドル式	1					1

新設衛生器具表

名 称	JIS記号	参考品番 (TOTO)	参考品番 (LIXIL)	合 計	1 階 男 子 便 所	1 階 女 子 便 所	1 階 多 目 的 便 所	管 理 人 室 便 所	管 理 人 室 湯 沸 室
洋風便器：タンク式 再生水仕様	C1200S	CS232B (床置床排水大便器), SH232BA (蓋固定式密結タンク), TC301 (スローダウン便座) HE37 (リモコン便器洗浄ユニット：センサースイッチ), AC100V, YH117 (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	BC-Z30S (床置床排水大便器), DT-Z350 (蓋固定式密結タンク), CF-49AT (スローダウン便座) CWA-67B (リモコン便器洗浄ユニット, AC100V), CF-32H (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	2	1	1			
洋風便器：タンク式 再生水仕様	C1201S	CS232BP (床置壁排水大便器), SH232BA (蓋固定式密結タンク), TC301 (スローダウン便座) HE37 (リモコン便器洗浄ユニット：センサースイッチ), AC100V, YH117 (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	BC-Z30P (床置壁排水大便器), DT-Z350 (蓋固定式密結タンク), CF-49AT (スローダウン便座) CWA-67B (リモコン便器洗浄ユニット, AC100V), CF-32H (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	1		1			
洋風便器：タンク式 再生水仕様		CS232B (床置床排水大便器), SH232BA (蓋固定式密結タンク), TC291V86 (普通便座：蓋なし) HE37 (リモコン便器洗浄ユニット：センサースイッチ), AC100V, YH117 (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	BC-Z30S (床置床排水大便器), DT-Z350 (蓋固定式密結タンク), CF-39CK (普通便座：蓋なし) CWA-67B (リモコン便器洗浄ユニット, AC100V), CF-32H (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	1			1		
洋風便器：タンク式	C1200S	CS232B (床置床排水大便器), SH233BA (手洗付密結タンク) TCF5534AU (温水洗浄便座：スローダウン便座・エコリモコン・タッチリモコン：自己発電式), YH117 (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	BC-Z30S (床置床排水大便器), DT-Z380 (手洗付ロータンク) CW-PA21LQE-NE-R1 (温水洗浄便座：スローダウン便座・フルオート洗浄・発電式・タッチリモコン), CF-008-1 (分岐金具), CF-32H (ステンレス製ワンタッチ紙巻器)	1				1	
L形手すり		T112CL10 (樹脂被覆・L=700), 付属固定金具共	KF-920AE70D12J (樹脂被膜・L=700), 付属固定金具共	4	1	1	1	1	
可動式手すり, はねあげ・ロック式		T112HK8R (樹脂被覆・L=800), 付属固定金具共	該当品無し	1			1		
自動洗浄小便器：再生水仕様	U620	UFS900WR (壁掛壁排水・低リップ・節水・自己発電)	U-A51MP (壁掛壁排水・低リップ・節水・自己発電)	2	2				
小便器用手すり		T112CU22 (樹脂被覆), 付属固定金具共	KF-701AEJ (樹脂被膜), 付属固定金具共	1	1				
ベビーシート		YKA25S, 付属固定金具共	AC-OK-F11, 付属固定金具共	1			1		
ベビーチェア：コーナータイプ		YKA16S, 付属固定金具共	AC-BC-F31, 付属固定金具共	1			1		
掃除流し	S210	SK22A (掃除用流し), T23AEQ20C (横水栓), T37SGP (床排水金具), TN114 (アングル形止水栓), 付属固定金具共	S-202A (掃除用流し), LF-7KEZ-19 (水栓), SF-20SAF-P (床排水金具), SF-202 (給水ホース), 付属固定金具共	1		1			
コンパクト手洗器		LSE870BSFRMR (AC100V自動水栓, 水石納入), 付属固定金具共	L-A74TM2D (AC100V自動水栓, 水石納入), 付属固定金具共	1			1		
壁掛ハイバック洗面器		LSE135AA (自動単水栓：発電・壁排水：目皿カバー付・水石酸供給栓液状：タンク容量0.35L), 付属固定金具共	L-A955M2E (自動単水栓：発電・壁排水：目皿カバー付・水石酸供給栓液状：タンク容量0.35L), 付属固定金具共	4	1	3			
洗面器用手すり		T112CP21-1トク (樹脂被覆・L=650, H=740) ×2, 付属固定金具共	KFS-525AED65H74U (樹脂被覆・L=650, H=740) ×2, 付属固定金具共	2	1	1			
洗面器	L410	L270DM (壁掛洗面器), TLE28SS1W (自動単水栓・発電タイプ), T6BR (床給水), T156PH (パイプヒルダー), T6BMS (床掛排水) TS126AR (水石酸入れ液状：タンク容量0.35L), 付属固定金具共	L-275N (壁掛洗面器), AM-300C (自動単水栓・発電タイプ), A-2202 (床給水), LF-105SA (床掛排水) KF-24F (水石酸入れ液状：タンク容量0.35L), 付属固定金具共	1			1		
化粧鏡 (耐食・盗難防止仕様)		YM4560FE (450×600)	KF-W450H600H (450×600) ※特寸	4	1	3			
化粧鏡 (耐食仕様)		YM3580FC (350×800)	KF-W350H800H (350×800) ※特寸	1			1		
自在水栓	13-F5	T130AUN13C (壁付)	LF-12F-13-U (壁付)	1					1

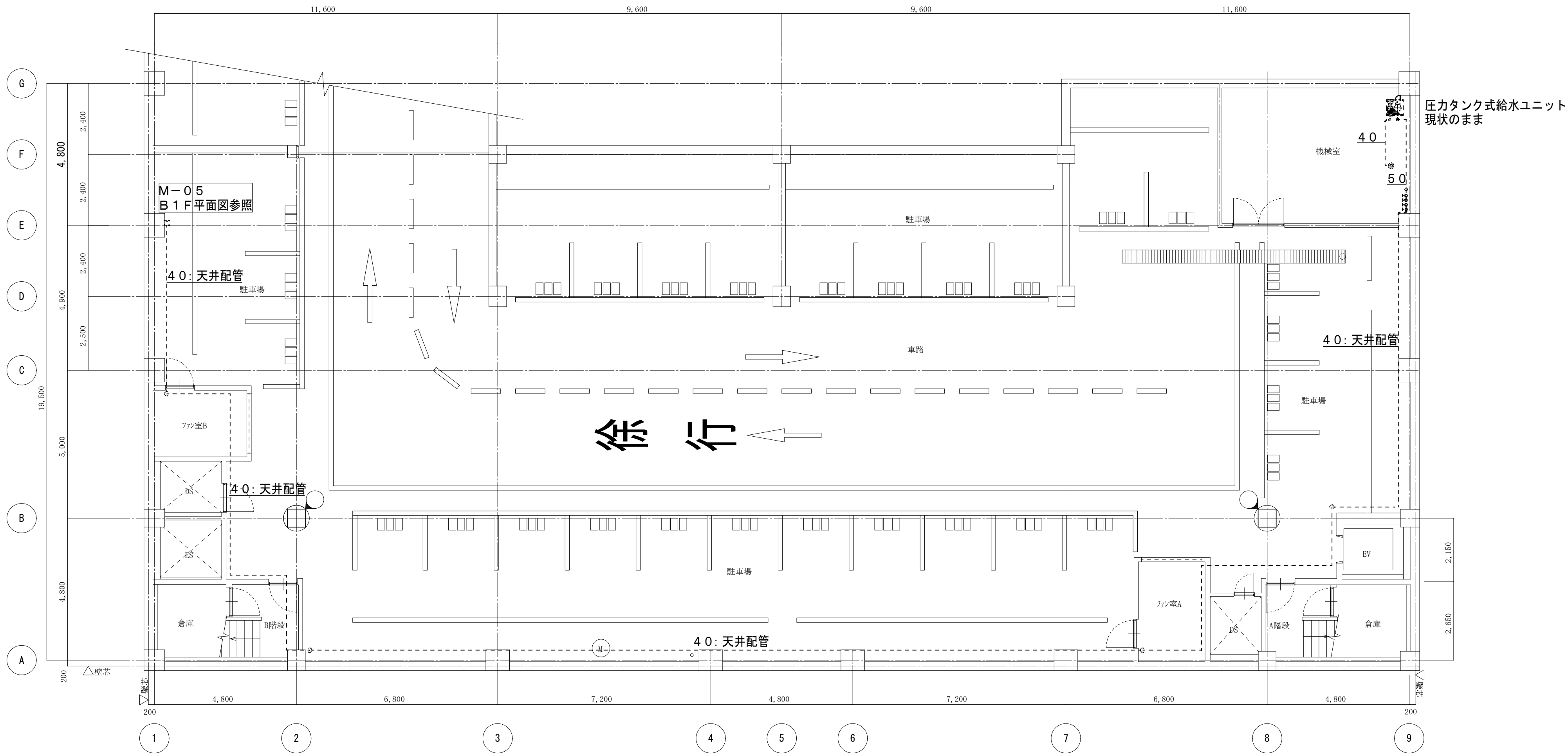
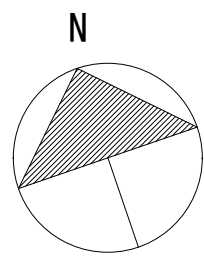
註 ○器具製造者の違いにより発生する工事は、本工事の範囲内とし、選定した仕様に適した施工を行う。

撤去換気機器表

記 号	機器名称	形 式 ・ 仕 様		電 気 容 量			台数	備 考
				相 (φ)	電圧 (V)	消費電力 (W)		
E X F-6	排風機	形 式	天井換気扇：低騒音形	1	100	75.0	3	1階男子便所, 女子便所 管理人室湯沸室
		風 量	300 m3/h					
		ダクト径	150 φ					
		静 圧	50 Pa					
E X F-7	排風機	形 式	天井換気扇：低騒音形	1	100	50.0	1	1階身障者便所
		風 量	150 m3/h					
		ダクト径	150 φ					
		静 圧	50 Pa					
E X F-8	排風機	形 式	天井換気扇：低騒音形	1	100	35.0	1	管理人室便所
		風 量	80 m3/h					
		ダクト径	100 φ					
		静 圧	50 Pa					

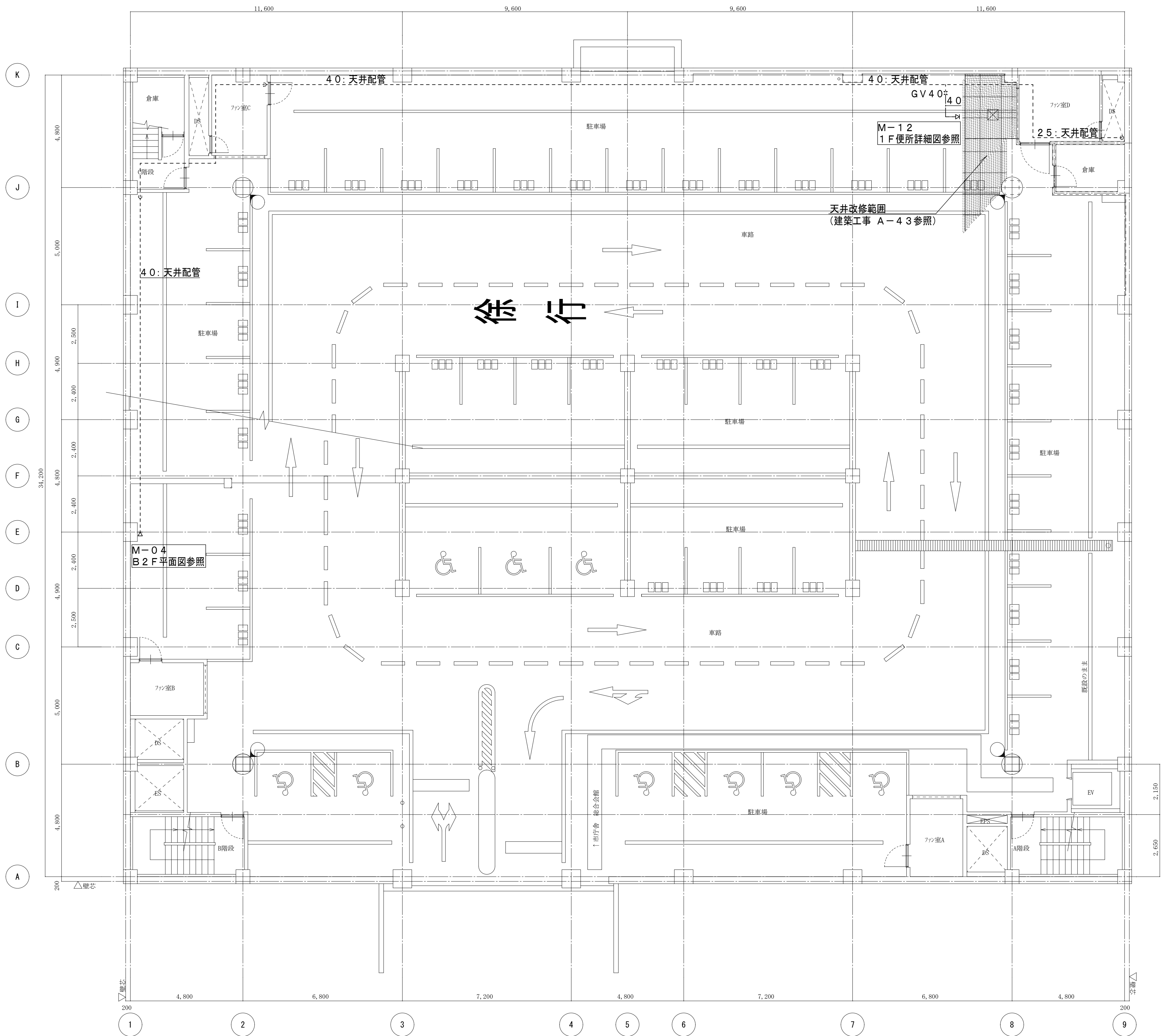
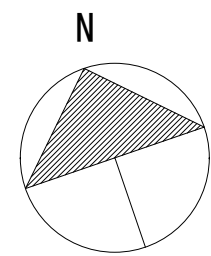
新設換気機器表

記 号	機器名称	形 式 ・ 仕 様		電 気 容 量			台数	備 考
				相 (φ)	電圧 (V)	消費電力 (W)		
V F- 1	排風機	形 式	天井換気扇：低騒音形	1	100	49.0	3	1階男子便所, 女子便所 1階多目的便所 管理人室湯沸室 参考品番
		風 量	300 m3/h					
		ダクト径	150 φ					
		静 圧	50 Pa					
V F- 2	排風機	形 式	天井換気扇：低騒音形	1	100	15.5	1	管理人室便所 参考品番 VD-15Z13
		風 量	80 m3/h					
		ダクト径	100 φ					
		静 圧	50 Pa					
		付 属 品	天吊防振金具, その他付属品共					
電源容量は参考数値とする。								



B2階平面図 S=1:100

撤去工事凡例	
	今回撤去工事を示す。
	既設を示す。
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	



B1階平面図 S=1:100

撤去工事凡例	
	今回撤去工事を示す。
	既設を示す。
撤去配管リスト	
給水管：その他 水道用硬質塩ビライニング鋼管V A	
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	

工事名称
★ 市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面名称
★ 給排水衛生設備 B1階平面図（改修前）

縮尺
★ A1：1:100
★ A3：1:200

日付
★

訂正
★

担当
★

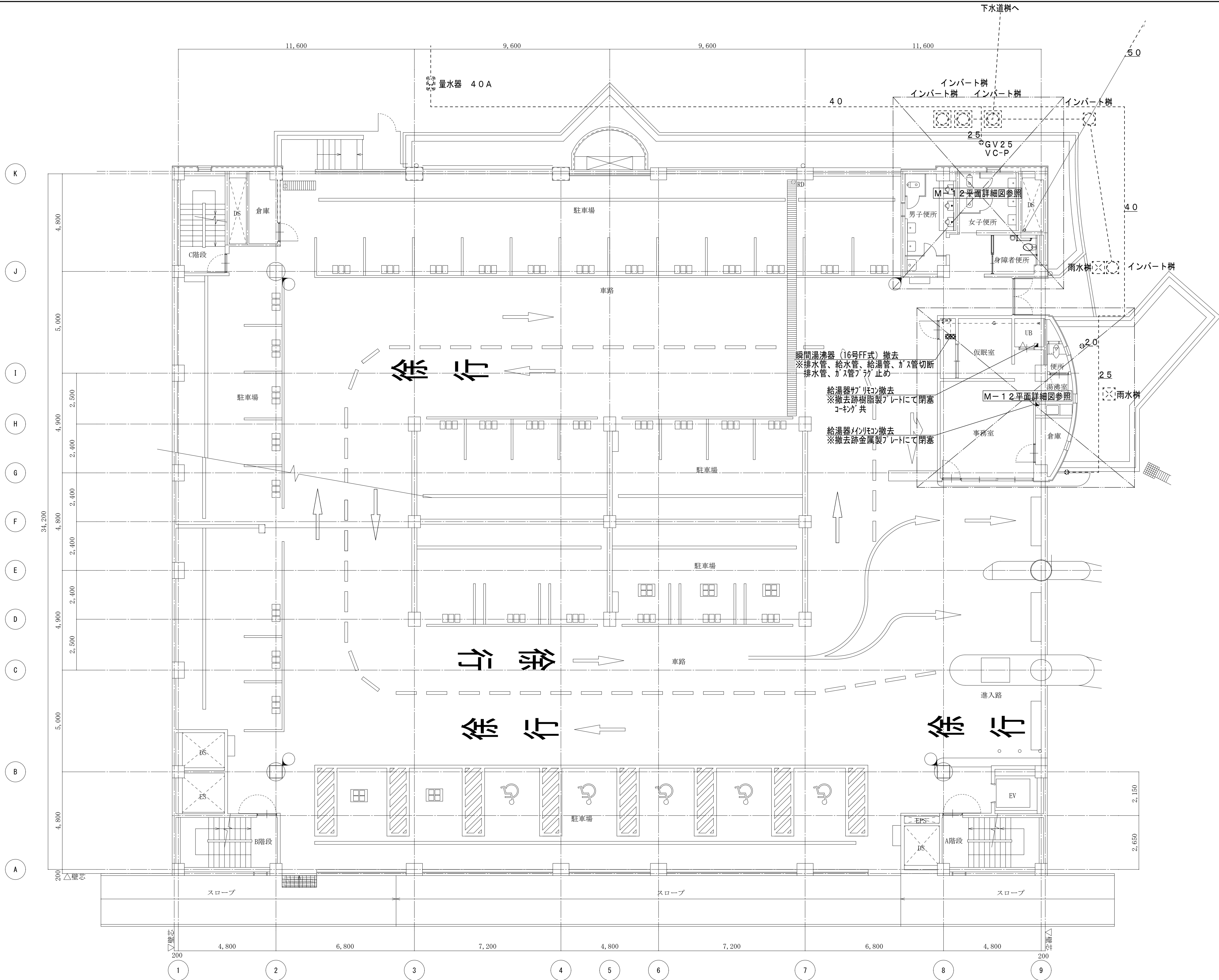
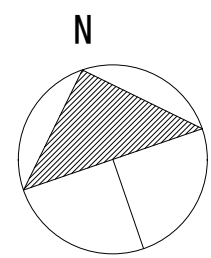
承認
★

備考
★

藤 川 設 計 株 式 会 社

一級建築士登録 338601
治田 聡

M-05



1階平面図 S=1:100

撤去工事凡例	
	今回撤去工事を示す。
	既設を示す。
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	

工事名称
★ 市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面名称
★ 給排水衛生設備 1階平面図（改修前）

縮尺
★ A1: 1:100
★ A3: 1:200

日付
★

訂正
★

担当
★

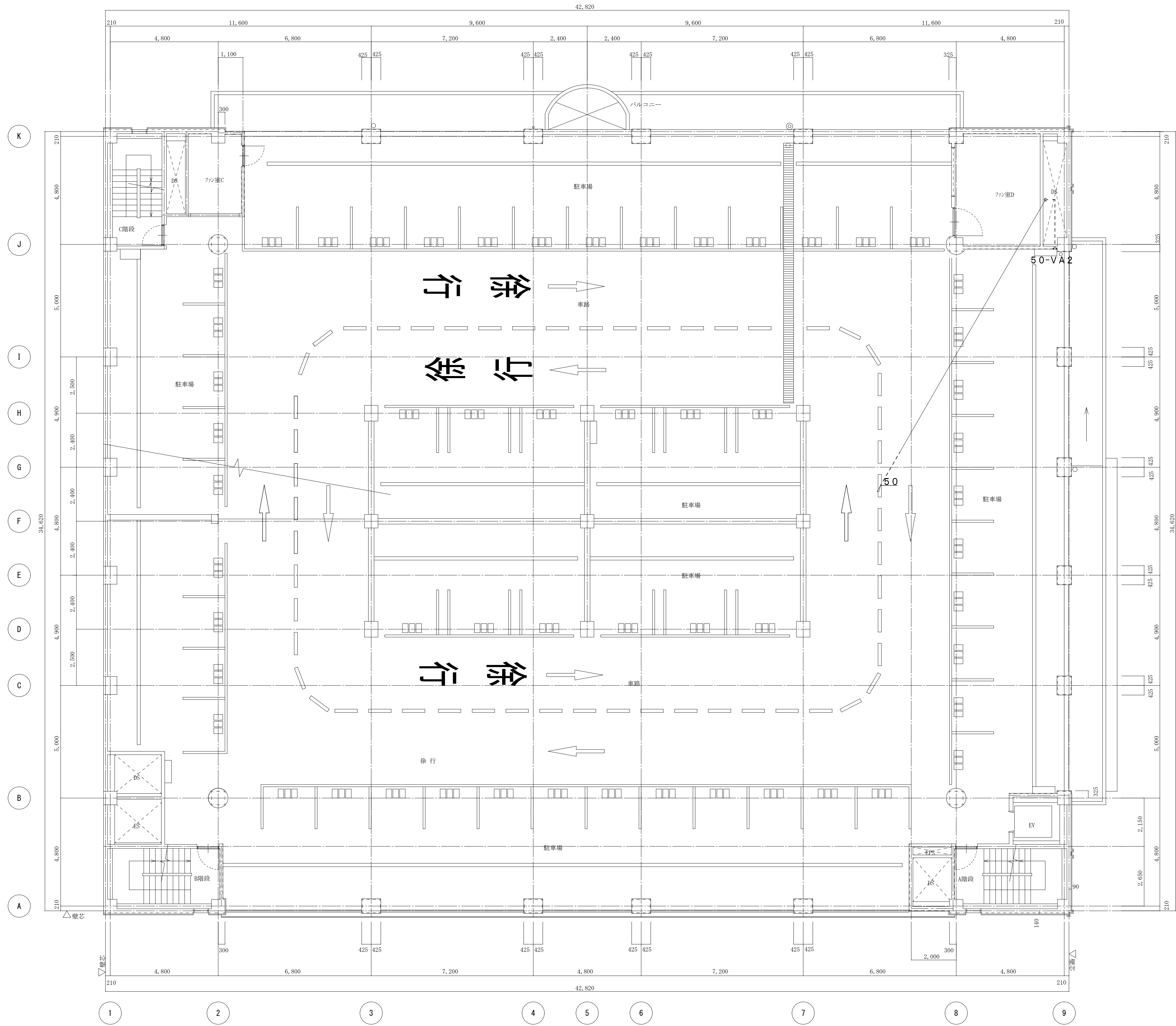
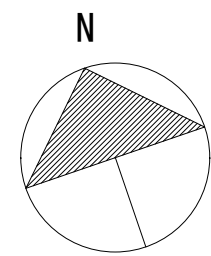
承認
★

備考
★

藤 川 設 計 株 式 会 社

一級建築士登録 338601
治田 聡

M-06



2階平面図 S=1:100

撤去工事凡例	
	今回撤去工事を示す。
	既設を示す。
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	

工事名称
★ 市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面名称
★ 給排水衛生設備 2階平面図（改修前）

縮尺
★ A1: 1:100
★ A3: 1:200

日付
★

訂正
★

担当
★

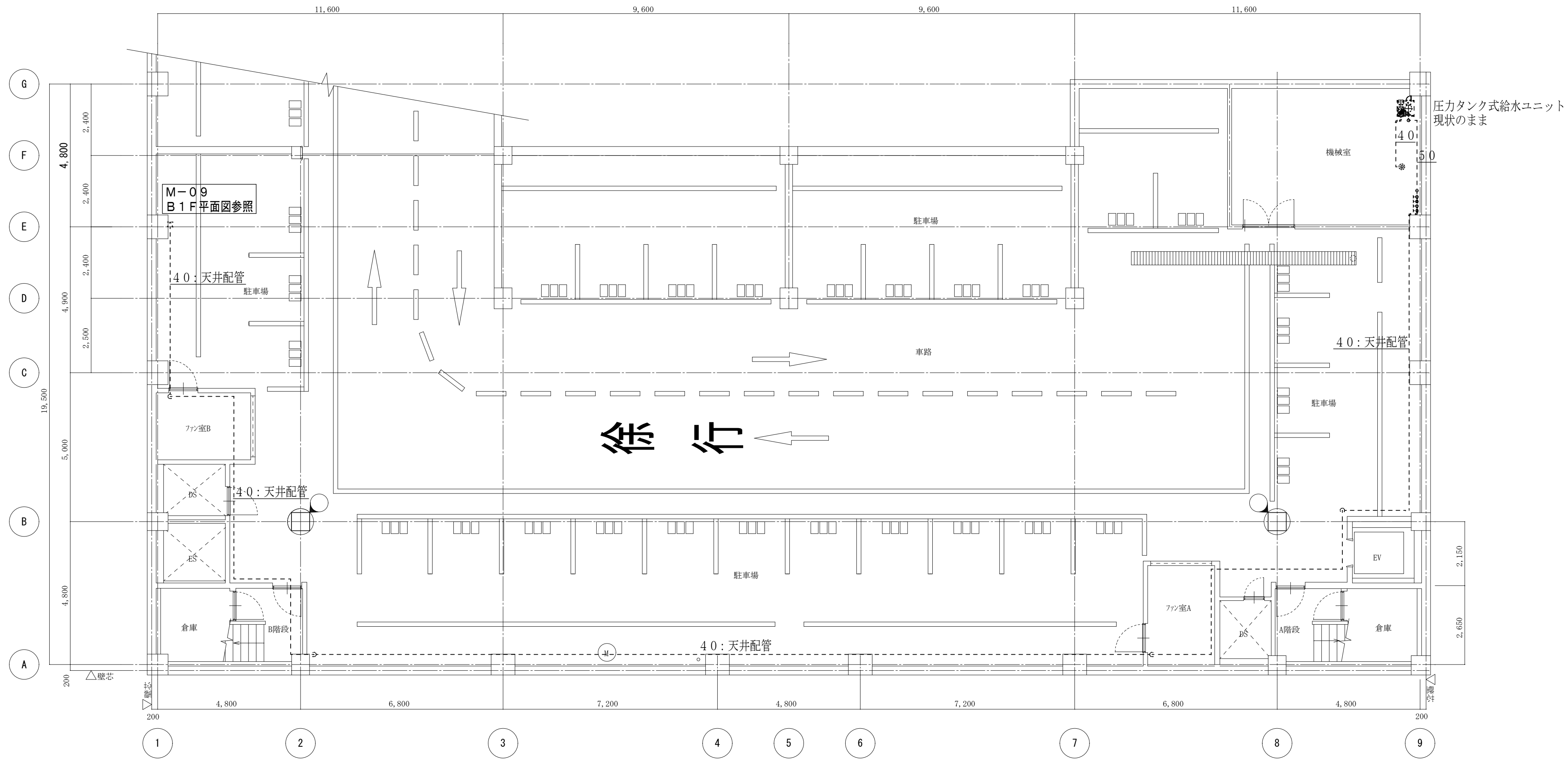
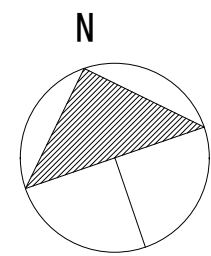
承認
★

備考
★

藤 川 設 計 株 式 会 社

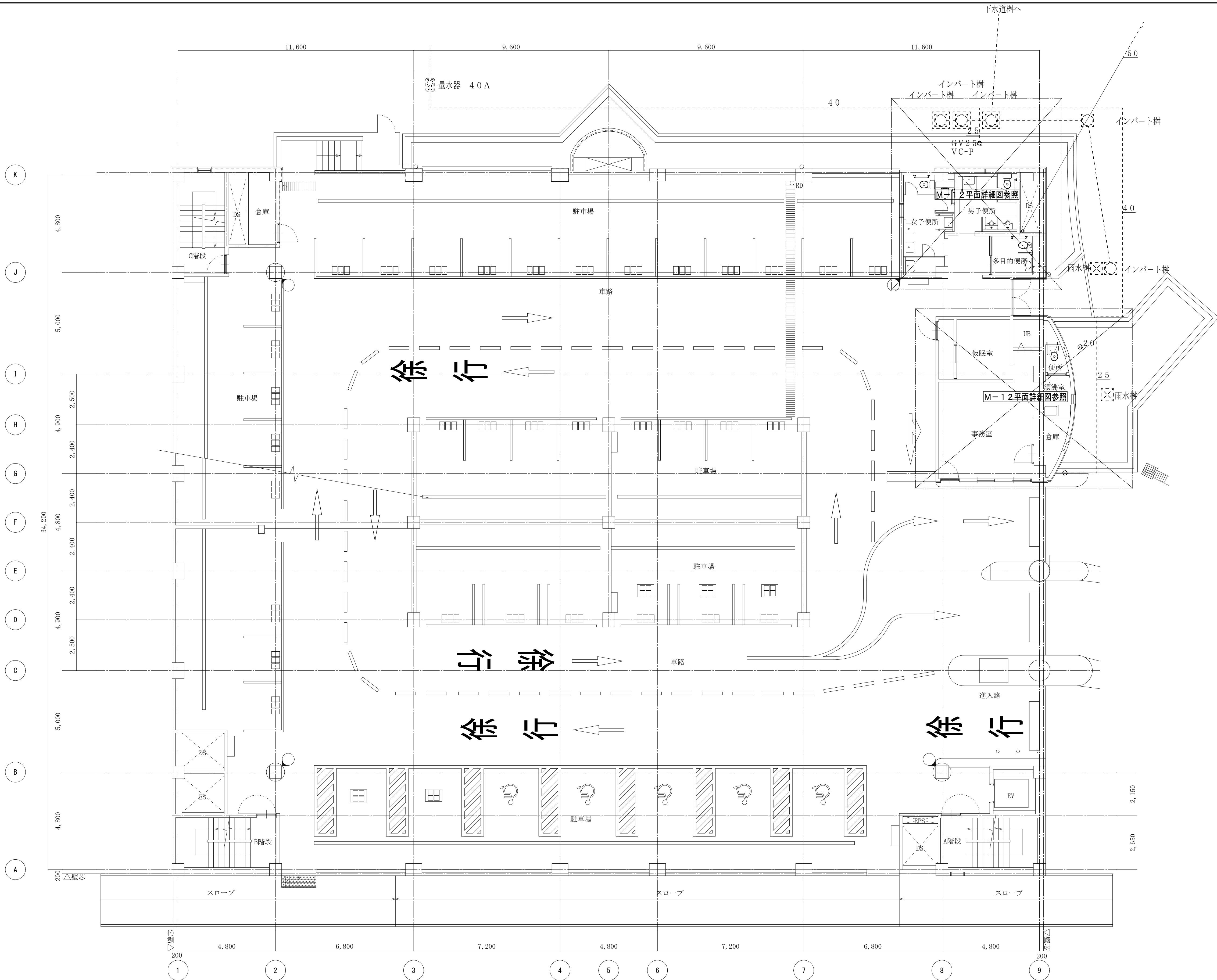
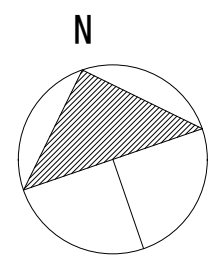
一級建築士登録 338601
治田 聡

M-07



B2階平面図 S=1:100

改修工事凡例	
——	今回施工工事を示す
----	既設のままを示す



1階平面図 S=1:100

改修工事凡例	
	今回施工工事を示す
	既設のままを示す

★ 工事名称
市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

★ 図面名称
給排水衛生設備 1階平面図（改修後）

★ 縮尺
A1: 1:100
A3: 1:200

★ 日付

★ 訂正

★ 担当

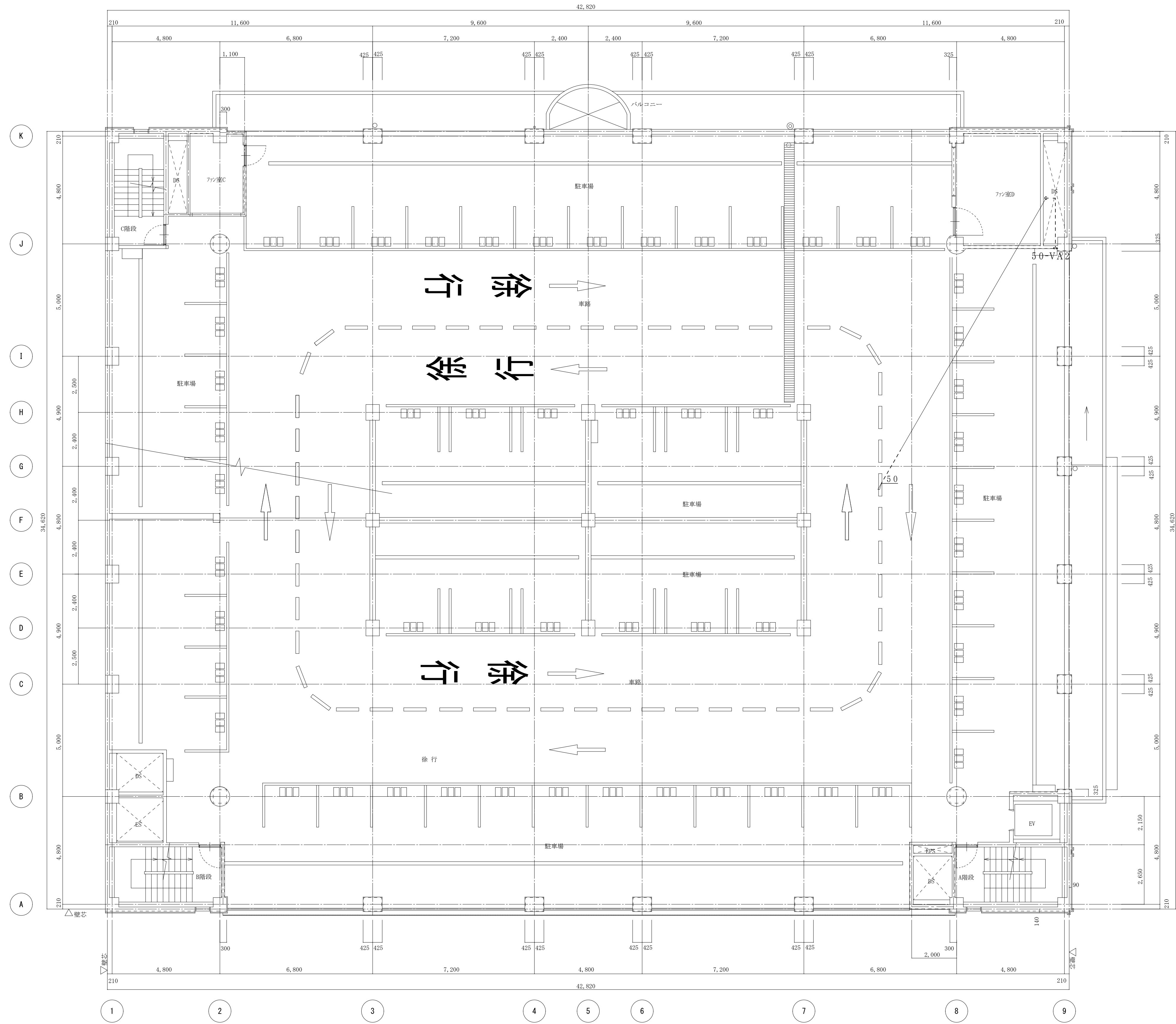
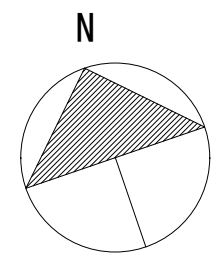
★ 承認

★ 備考

藤 川 設 計 株 式 会 社

一級建築士登録 338601
治田 聡

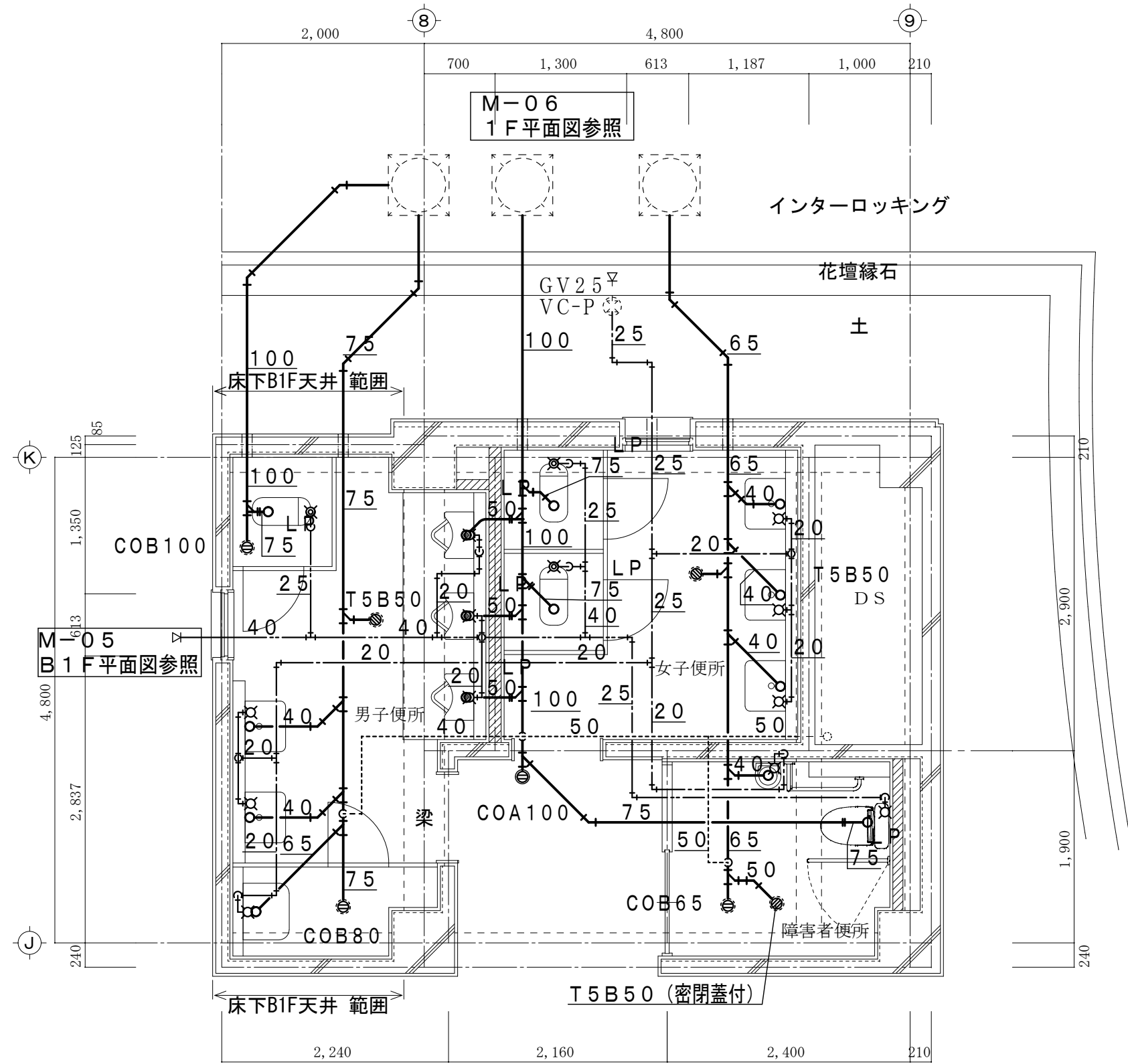
M-10



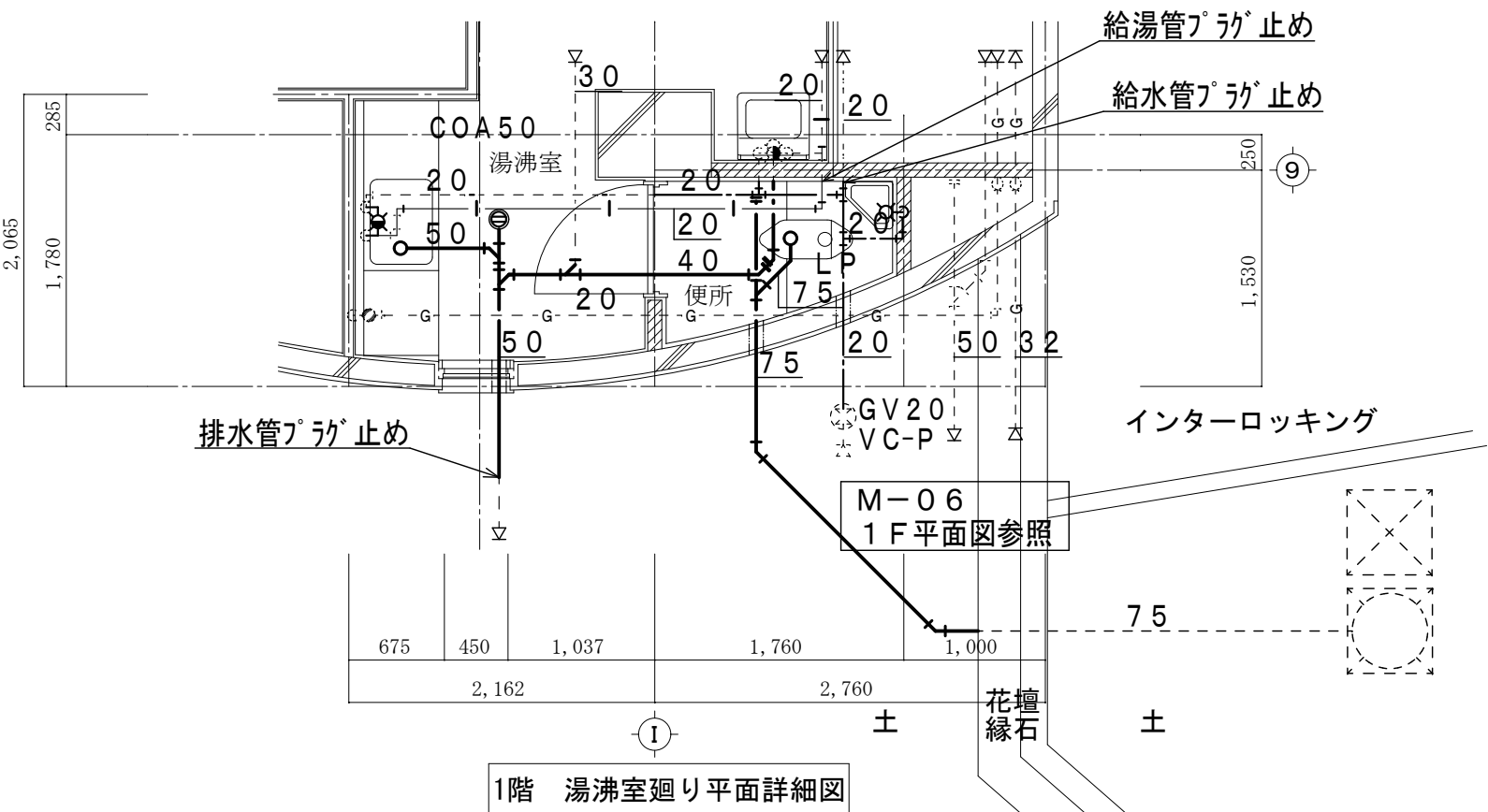
2階平面図 S=1:100

改修工事凡例	
——	今回施工工事を示す
----	既設のままを示す

改修前



1階 便所平面詳細図

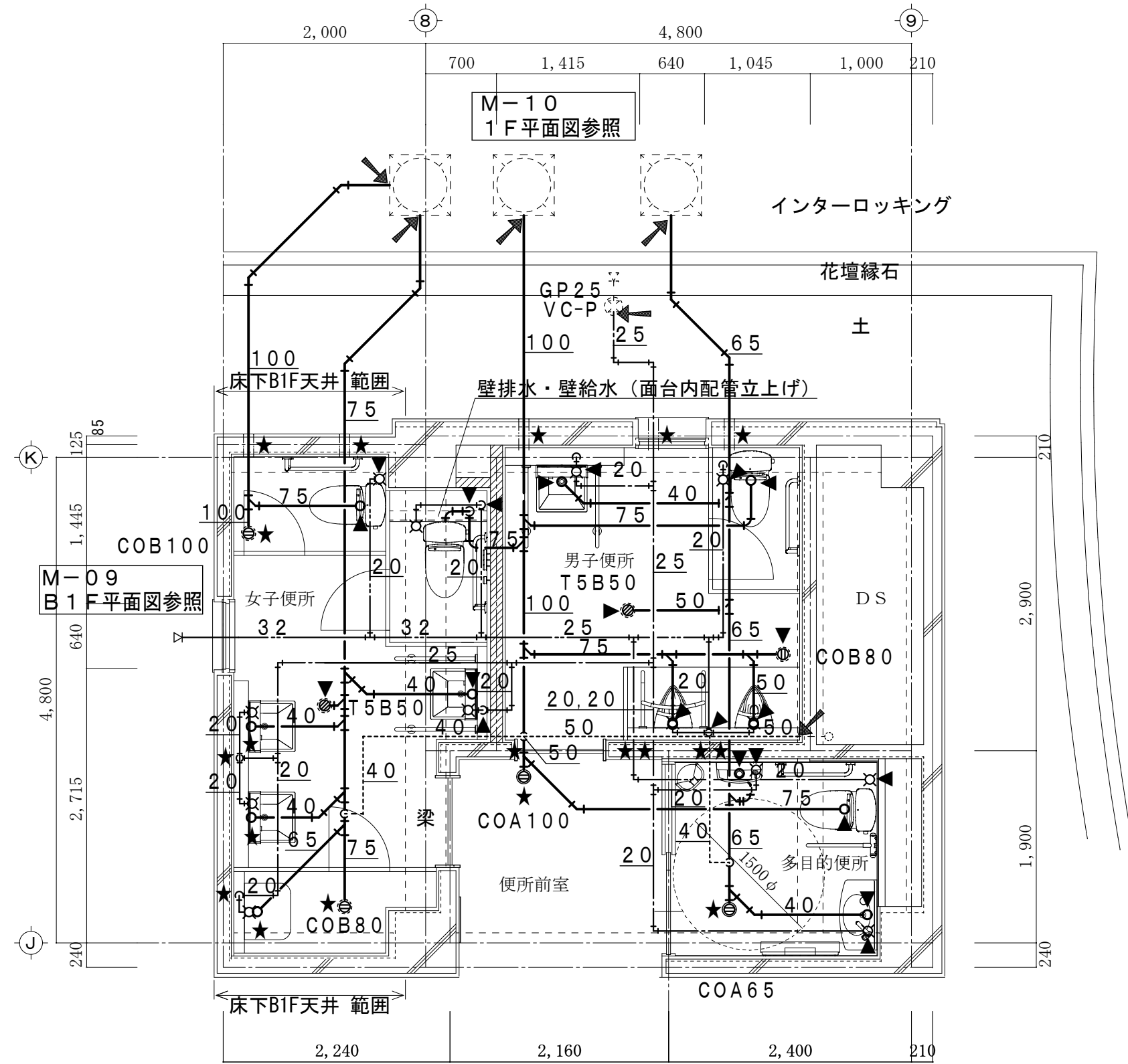


1階 湯沸室廻り平面詳細図

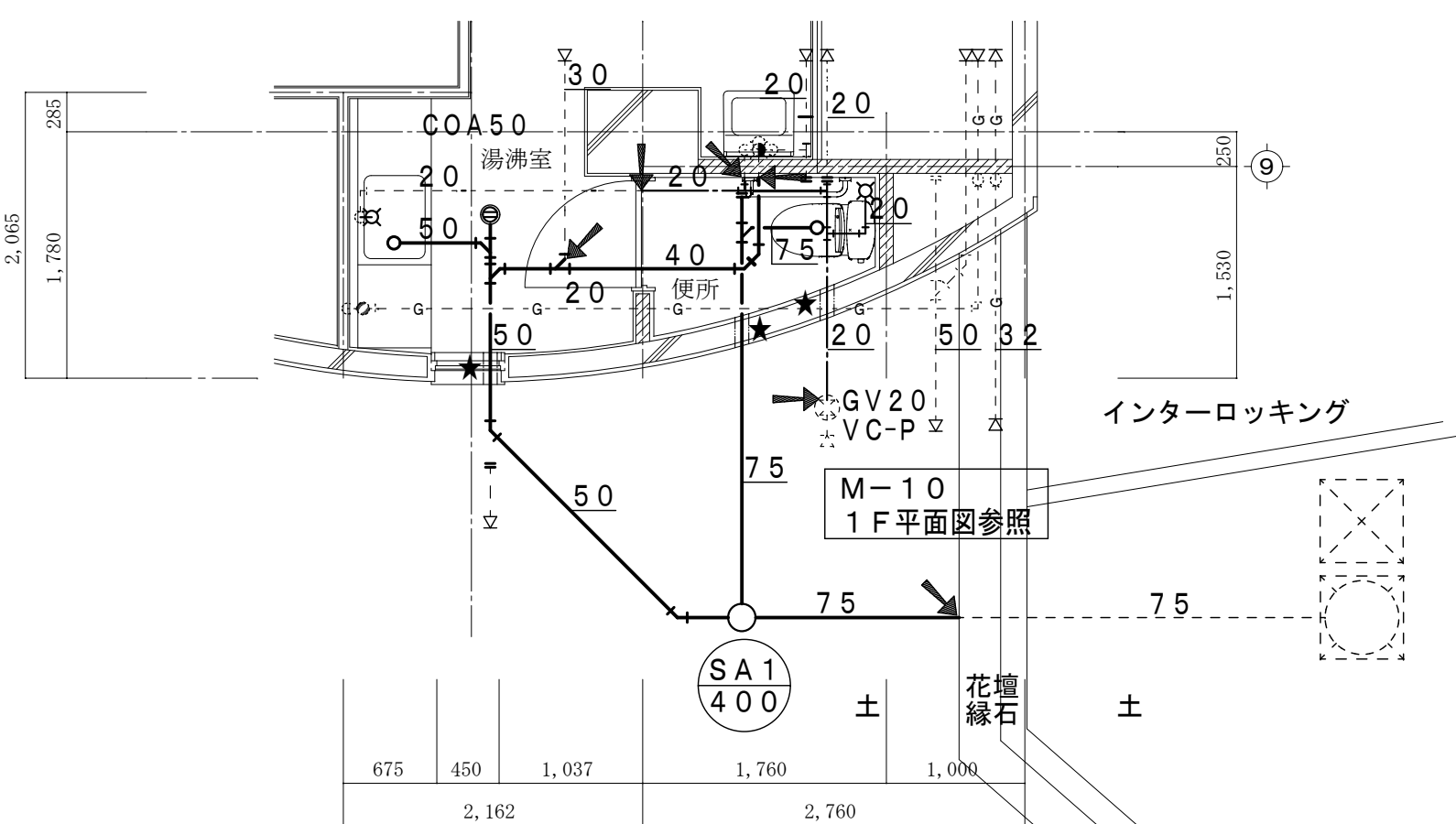
撤去工事凡例

———	今回撤去工事を示す。
-----	既設を示す。
撤去配管リスト	
給水管：埋設管 水道用硬質塩ビライニング鋼管V D	
給水管：その他 水道用硬質塩ビライニング鋼管V A	
排水管：硬質塩化ビニル管V P	
通気管：硬質塩化ビニル管V P	
排水器具接続管：排水用鉛管L P	
給湯管：耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	
ガス管：埋設管 外面被覆鋼管	
ガス管：その他 配管用炭素鋼鋼管	
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	
既存梁・床・壁貫通配管の撤去は手はつり補修とする。	
土間はつり及び仕上げの撤去は建築工事とする。	
花壇及びインターロッキングの撤去は建築工事とする。	

改修後



1階 平面詳細図



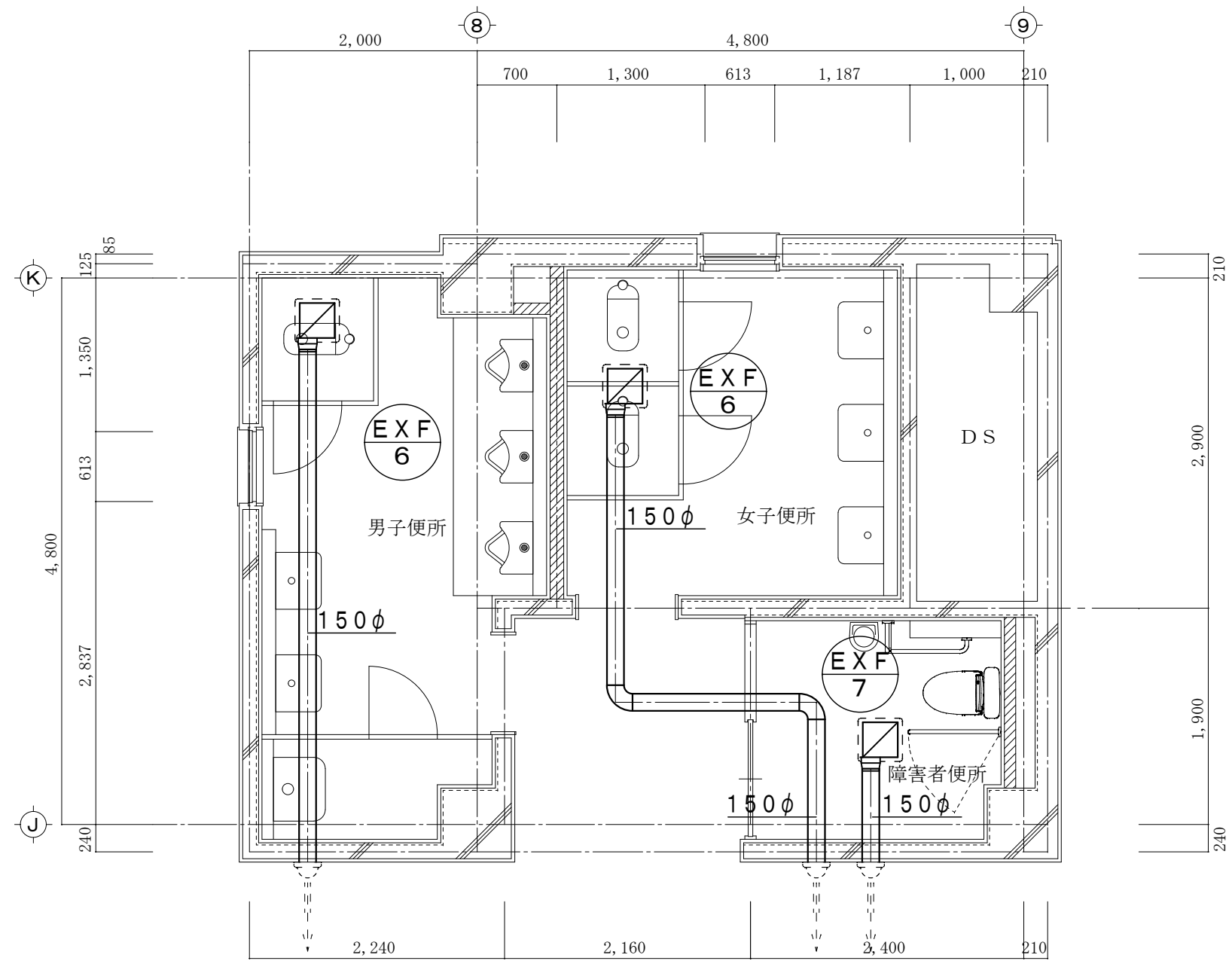
1階 湯沸室廻り平面詳細図

改修工事凡例

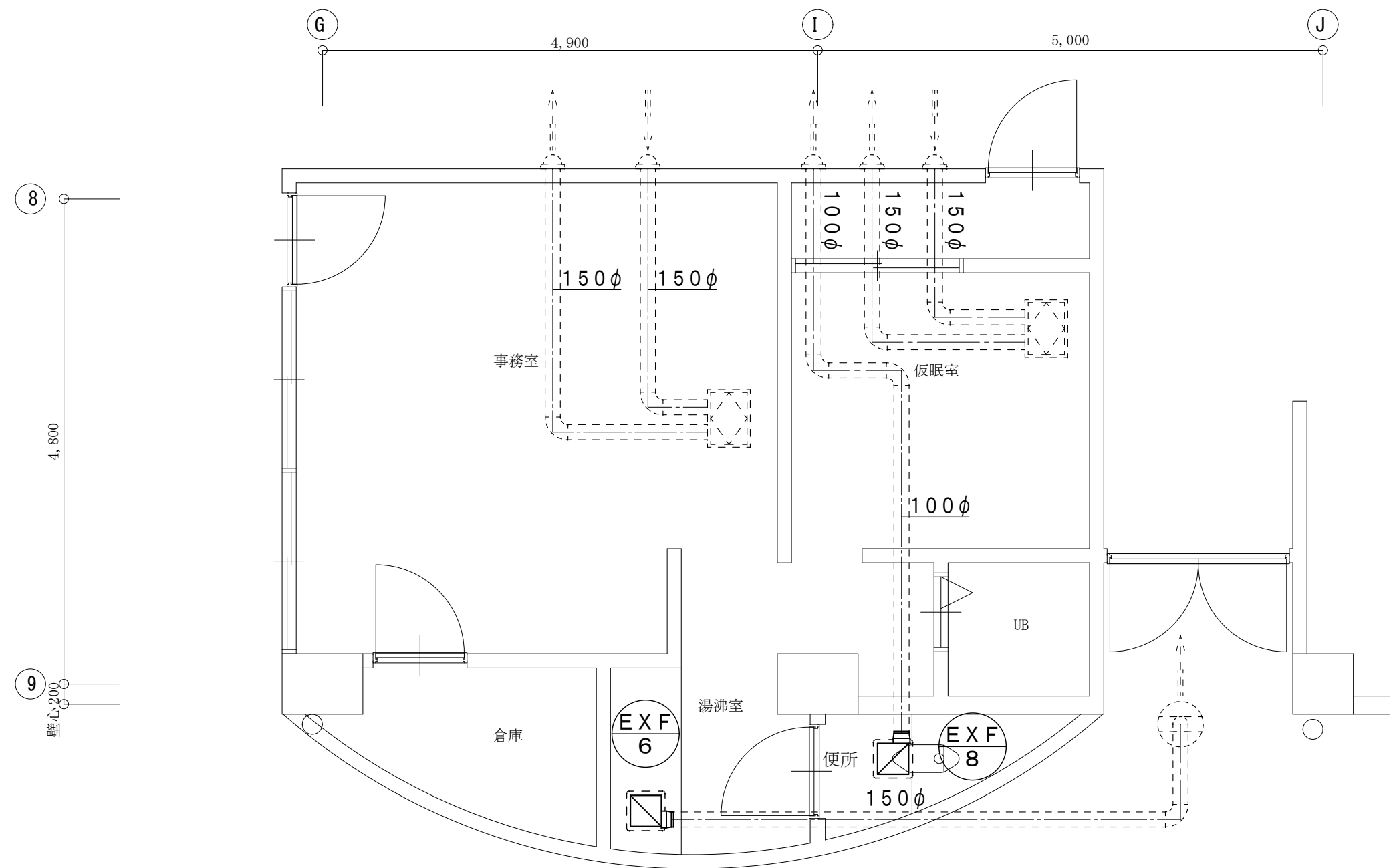
———	今回施工工事を示す
-----	既設のままを示す
⊗	給水栓
—○—	掃除口
—●—	排水金物
←	既設配管接続箇所を示す
◀	コア抜き貫通箇所を示す
★	既設貫通箇所を示す
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	
床既設貫通穴補修は建築工事とする。	
土間はつり及び仕上げの復旧は建築工事とする。	
花壇及びインターロッキングの復旧は建築工事とする。	

SA1
400 SA1：100φ-200φ 90Y（塩ビ製蓋）

改修前



1階 便所平面詳細図



1階 湯沸室廻り平面詳細図

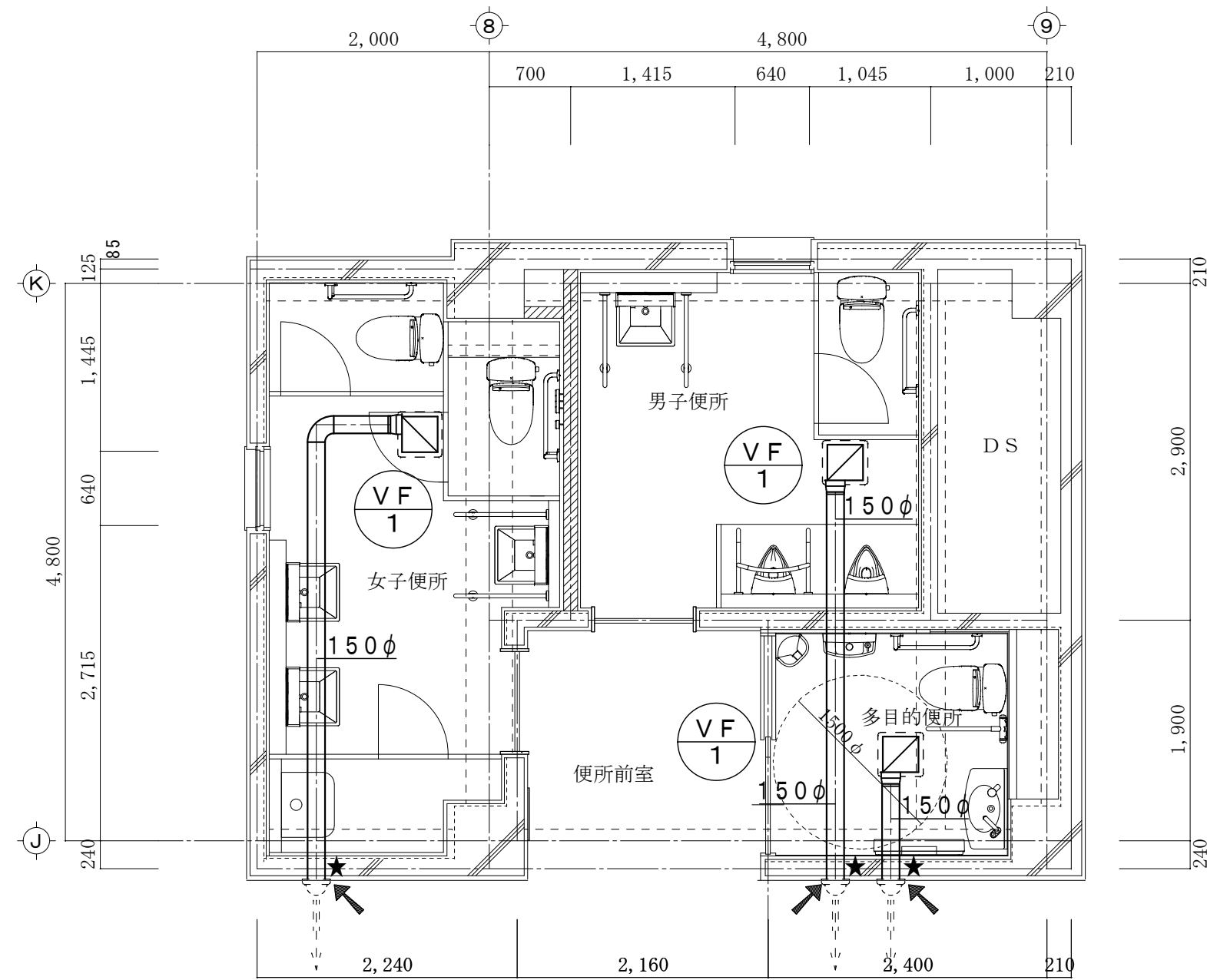
換気扇機器撤去一覧表

記 号	名 称	風量 (m ³ /h)	ダクト径	静圧 (Pa)	電 源 (V)	付 属 品	台数
EXF-6	天井換気扇	300	150φ	50	1φ100V 75.0W	付属品共	3
EXF-7	天井換気扇	150	100φ	50	1φ100V 50.0W	付属品共	1
EXF-8	天井換気扇	80	100φ	50	1φ100V 35.0W	付属品共	1

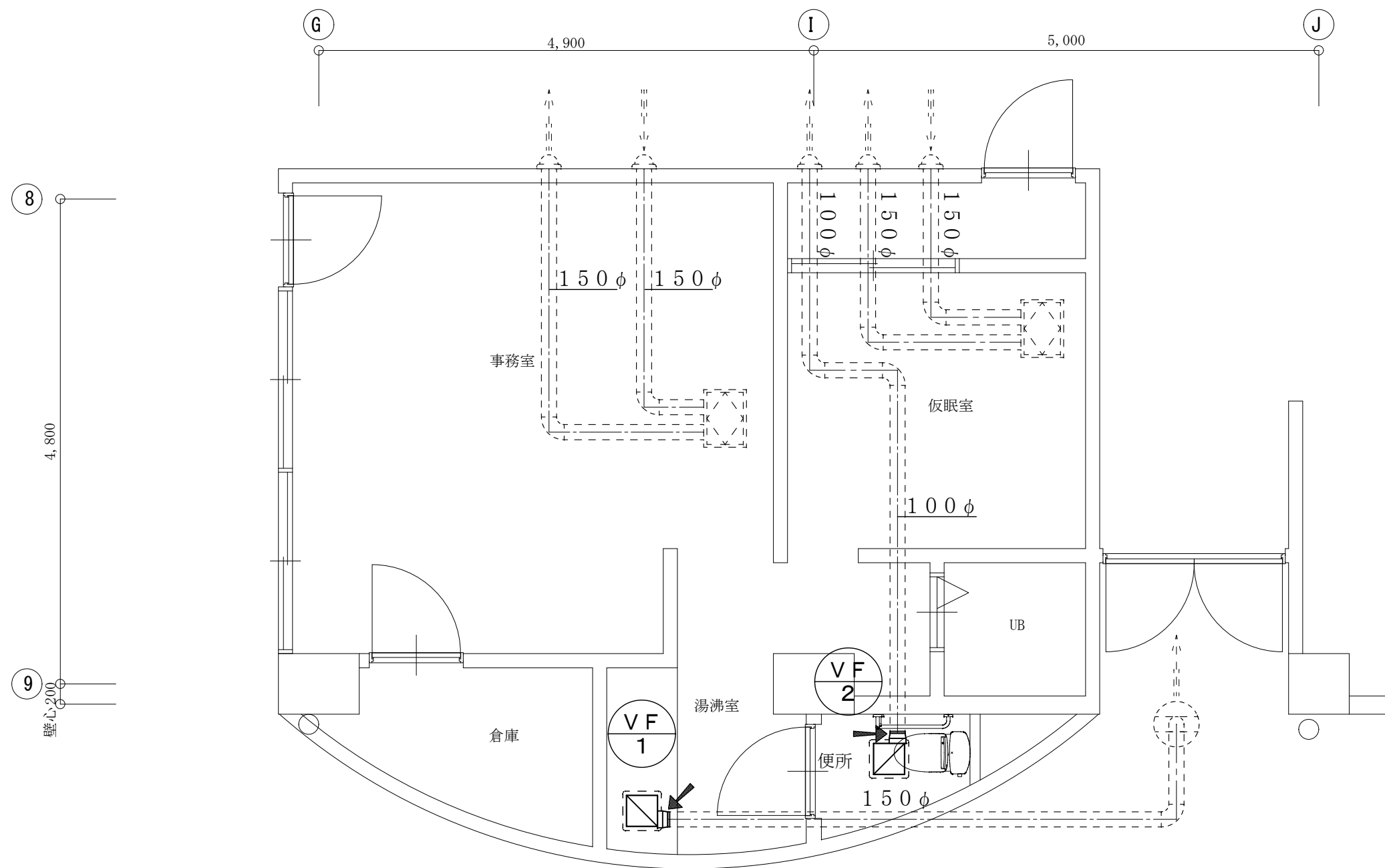
撤去工事凡例

———	今回撤去工事を示す。
-----	既設を示す。
撤去配管リスト	
換気ダクト：スパイラルダクトSD	
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	
既存梁・床・壁貫通配管の撤去は手はつり補修とする。	

改修後



1階 平面詳細図



1階 湯沸室廻り平面詳細図

換気計算書

設置場所	機器換気床面積 m ²	天井高さ H	機器換気体積 m ³	換気回数 回/h	必要換気量 m ³ /h	決定換気量 m ³ /h
女子便所	12.82	2.30	29.49	10	294.9	300(VF-1)
男子便所	9.64	2.30	22.17	10	221.7	300(VF-1)
多目的便所	5.14	2.30	11.82	10	118.2	300(VF-1)
監理事務室便所	2.41	2.17	5.23	10	52.3	80(VF-2)

換気計算書 (火気使用計算書)

[建築基準法施工令第20条の3第2項]								
必要換気量 (V) = 定数 × 理論廃ガス量 (K) × 発熱量又は燃料消費量 (Q)								
V : 必要換気量(m ³ /h) K : 理論廃ガス量(MJ/m ³) Q : 発熱量(kW)又は燃料消費量(kg/h)								
階	室 名	機器名称	発熱量Q (kW)	定数 (MJ/m ³)	理論廃ガス量K (m ³ /kWh)	必要換気量 (m ³ /h)	機器記号	排気量 (m ³ /H)
1	湯沸室	3口ガスコンロ	9.3	30	0.93	259.47	VF-1 天井換気扇	300

改修工事凡例

———	今回施工工事を示す
-----	既設のままを示す
←	既設配管接続箇所を示す
▲	コア抜き貫通箇所を示す
★	既設貫通箇所を示す
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	